

第2期
島本町母子家庭等自立促進計画

平成22年3月

島 本 町

はじめに

安定した収入や生活基盤のもとで、安心して自立した生活を営むことは、住民共通の願いです。母子家庭をはじめとするひとり親家庭等の皆様は、子育てと生計の維持という両方の役割を担わなければならない、就労や育児、家事など、経済面、日常生活面で様々な悩みや不安を抱えています。

このため、本町では「子育てと生計をひとりで担っている母子・父子家庭の親が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくり」を基本理念とした「島本町母子家庭等自立促進計画」を策定しました。

近年、本町におきましても離婚等により、母子家庭が増加傾向にあり、離婚等の直後から母子家庭等の生活は、収入、就労、養育などの困難に直面されることも多く、それぞれの家庭に応じたきめ細かな生活支援を行うことが重要となっています。

これらの社会状況の変化に対応するため、母子家庭等の皆様からのアンケート調査をもとに生活実態や意向を基に「第2期島本町母子家庭等自立促進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、相談機能及び情報提供の充実をはじめ就業支援など、基本理念にもとづく社会の実現をめざし、施策を着実に推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました島本町住民福祉審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成22年3月

島本町長 川口 裕

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画策定の体制	2
(1) 母子家庭等自立促進計画策定に関する部会	2
(2) 住民福祉審議会	2
(3) 計画策定に関するアンケート調査の実施	3
(4) パブリックコメントの実施	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の推進	3
第2章 現状と課題	4
1. 人口の推移	4
2. 母子家庭等の動向	6
(1) 母子・父子家庭の世帯数の推移	6
(2) 婚姻・離婚の状況	7
(3) 相談件数の推移	9
(4) 保育サービスの利用状況	9
(5) 放課後児童健全育成事業の利用状況	10
3. アンケート調査結果からみる現状	11
(1) 母子・父子家庭になってからの期間	11
(2) 母子・父子家庭になった理由	12
(3) 現在のあなたの従業上の地位は	13
(4) 現在の仕事は	14
(5) 現在の仕事の勤続年数	15
(6) 年間総収入について	16
(7) 年間総収入のうち、就労収入	17
(8) 今後習得したい技術等	18
(9) 技能・資格を取得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと	19
(10) 住居の状況について	20
(11) 1か月の家賃について	22
(12) 母子家庭等として賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」または「困った」ことについて	23
(13) 離別した夫との養育費の取り決め状況について	24
(14) 子どもに関する悩みについて	26
(15) あなたが困っていることについて	27
(16) 相談相手の有無	28
(17) 相談相手について	29
(18) 望む支援策について	30

4. 今後の課題	31
(1) 相談機能及び情報提供の充実	31
(2) 就業支援の充実	32
第3章 基本理念	33
1. 基本理念	33
2. 基本的な視点	33
(1) 人権尊重	33
(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり	33
(3) 母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり	34
(4) 福祉と雇用の連携	34
第4章 基本方向	35
1. 人権尊重	35
2. 相談機能及び情報提供の充実	35
(1) 母子自立支援員等による相談事業の充実	35
(2) 情報提供の充実	35
3. 就業支援	36
(1) 就業あっせん	36
(2) 職業訓練等の実施・促進	37
(3) 就業機会創出のための支援	37
4. 子育てをはじめとした生活面への支援	38
(1) 保育所優先入所の推進	38
(2) 保育サービスの充実	38
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）の充実	38
(4) 日常生活支援事業の推進	38
(5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	39
(6) 公営住宅における優先入居の推進等	39
5. 養育費の確保	39
(1) 養育費確保に向けた啓発の推進	39
(2) 法律相談事業の実施	39
6. 経済的支援の実施	40
(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施	40
(2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施	40
(3) 教育資金の紹介	40
(4) ひとり親家庭医療費助成の実施	40
参考資料	41
1. 諮問	42
2. 答申	43
3. 第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定までの経過	44
4. 島本町住民福祉審議会設置条例	45
5. 島本町住民福祉審議会委員名簿	47

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では平成17年3月に母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「母子家庭等」という）の自立を促進するための支援のあり方及び方向を示し、総合的に事業展開するため「島本町母子家庭等自立促進計画（以下、「第1期計画」という）」を策定しました。

わが国における母子寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり、50年以上の歴史をもっていますが、母子家庭及び寡婦をめぐる状況の変化に応じて、母子寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応するため、平成14年11月22日に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

また、平成15年3月19日に「母子及び寡婦福祉法」の第11条第1項の規定に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。さらに、近年の母子家庭等を取り巻く状況を踏まえ、平成20年4月1日に新たに「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」が示されたところ です。

近年のわが国の母子家庭等の状況をみると、離婚件数は平成14年の289,836件を最多に年々減少しているものの、母子・父子家庭の世帯数は増加の傾向にあり、特に母子家庭が全国的に急増しています。本町も例外ではなく、平成2年の国勢調査では母子家庭が88世帯であったのに対し、平成21年（アンケート調査対象者）では202世帯と増加の傾向がみられます。

母子・父子家庭の置かれている生活状況は、子育てと就労の二重の役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することが多くみられます。特に母子家庭の母の場合は、就職・再就職の面で困難を伴うことが多く、また、近年の経済情勢の悪化から、以前に比べさらに就職が困難な状況がうかがえます。

このように母子家庭等の抱えている問題は、多くが複雑に重なっているため、子育て、就労支援など、引き続き総合的に支援策を展開していく必要があります。

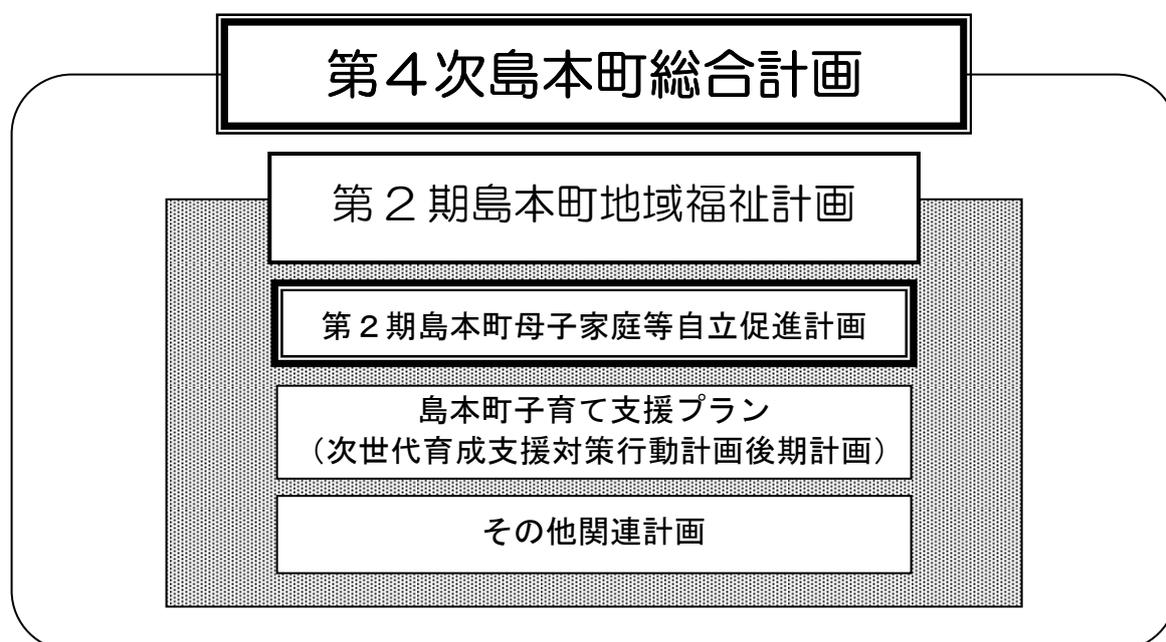
本町では、このような母子家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、新たに「第2期島本町母子家庭等自立促進計画（以下、「本計画」という）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び寡婦福祉法第 11 条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に則し策定した、同法第 12 条に定める「母子家庭等自立促進計画」です。

なお、この計画は、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象としています。

また、本計画は「第 4 次島本町総合計画（策定中）」を上位計画に位置づけるとともに、「第 2 期島本町地域福祉計画」や「島本町子育て支援プラン（次世代育成支援対策行動計画後期計画）」などの関連計画との整合を図ります。



3. 計画策定の体制

(1) 母子家庭等自立促進計画策定に関する部会

計画策定にあたっては、地域団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、行政関係職員などで構成する「母子家庭等自立促進計画策定に関する部会」において、計画内容などについて検討しました。

(2) 住民福祉審議会

母子家庭等自立促進計画策定に関する部会での検討やアンケート調査等に基づき、保健・医療・福祉の関係者や各種団体の学識経験者からなる町長の諮問機関である「住民福祉審議会」において、様々な意見や審議を重ね計画策定に努めました。

(3) 計画策定に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたっては、住民の考えや意見を聞くことを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者	町内に住む母子家庭、父子家庭及び寡婦
実施期間と方法	平成21年8月26日～9月18日発送・返信とも郵送
配布数	248件
回収数(回収率)	86件(34.7%)

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画案を公表し、広く住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

実施期間	平成22年1月7日～平成22年2月5日	
実施方法	郵送・FAX・持参・町ホームページの意見フォームにより募集	
意見の数	1件【4点】	
主な意見の内容	計画の概要・現状と課題	2点
	基本方向【相談機能及び情報提供の充実】	1点
	基本方向【経済的支援の実施】	1点
町の考え方	役場1階の文化情報コーナーに設置しているほか、町のホームページでもご覧いただけます。	

4. 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
計画期間		【第1期計画】					【本計画(第2期計画)】				
	→					→					

5. 計画の推進

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、「島本町住民福祉審議会」において、計画の進捗状況などの確認をはじめ、計画の効果的な評価のしくみや計画の推進方策、新たに生じた課題などについても検討を進めます。また、計画の成果についての評価・検証などを行います。

なお、計画の進捗状況については、評価の客観性を確保するとともに、評価・検証結果を広く住民に公表し、進行管理の透明性に努めます。

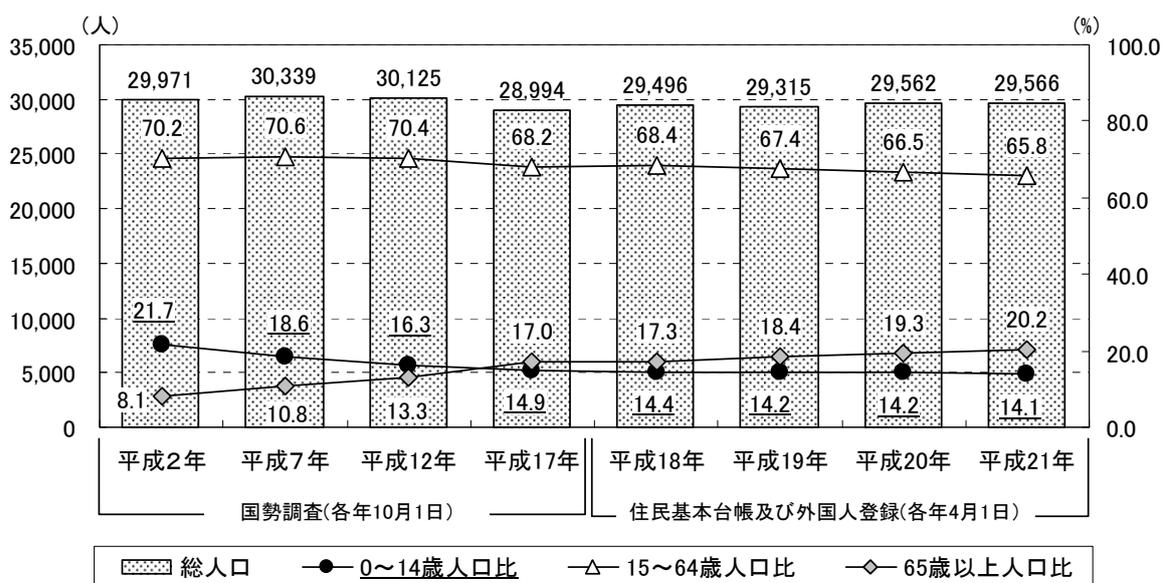
第2章 現状と課題

1. 人口の推移

総人口の推移を国勢調査で見ると、平成2年から平成17年にかけては微減傾向にあり、平成17年で28,994人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録では、平成18年から横ばい状態にあり、平成21年で29,566人となっています。

また、年齢3区分別人口構成比の推移を見ると、65歳以上人口比は平成2年(8.1%)から平成17年(17.0%)まで、15年間で8.9ポイント増加しており、住民基本台帳及び外国人登録による平成21年の65歳以上人口比でも20.2%と、さらに増加しています。一方、0～14歳人口比は、平成2年(21.7%)から平成17年(14.9%)で6.8ポイント減少し、平成21年には14.1%まで減少していることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口および年齢3区分別人口構成比の推移】

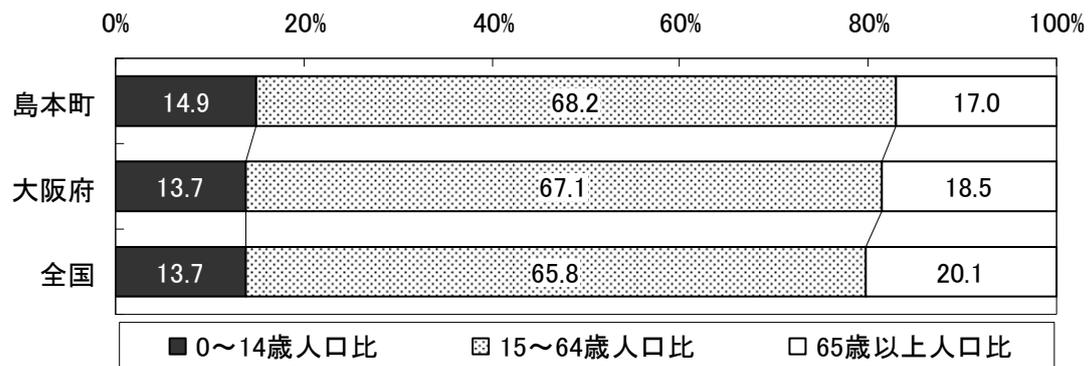


資料：平成2～17年は国勢調査（各年10月1日）

平成18～21年は住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

また、平成 17 年の年齢 3 区分別人口構成比を、大阪府および全国と比較すると、0～14 歳人口比については、本町（14.9%）が、大阪府（13.7%）や全国（13.7%）を上回っています。また、65 歳以上人口比については、本町（17.0%）は、大阪府（18.5%）や全国（20.1%）を下回っています。

【年齢 3 区分別人口構成比の全国・大阪府との比較（平成 17 年）】



資料：国勢調査（平成 17 年 10 月 1 日）

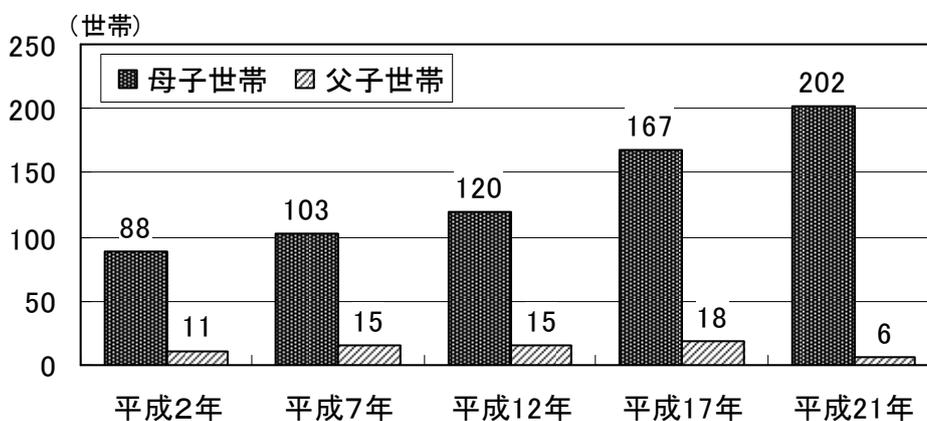
2. 母子家庭等の動向

(1) 母子・父子家庭の世帯数の推移

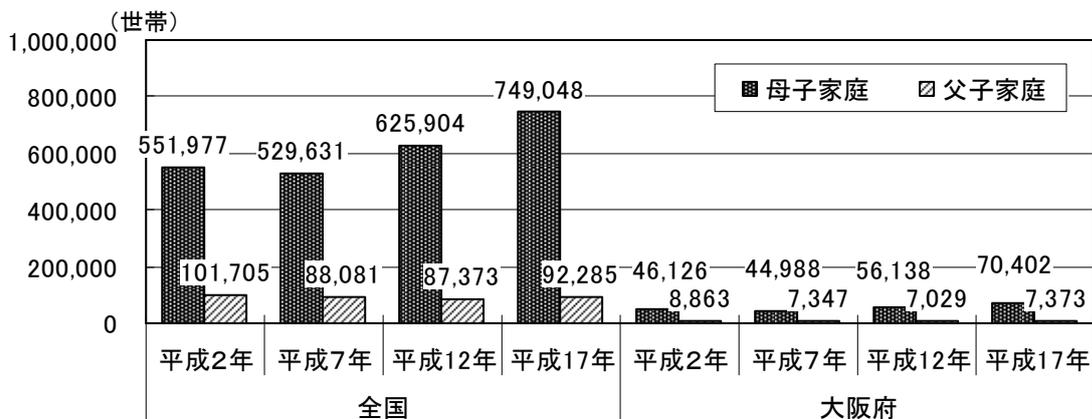
母子・父子家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は平成2年（88世帯）から平成21年（202世帯）までに114世帯、2.3倍に増加しています。一方、父子家庭は平成2年（11世帯）から平成17年（18世帯）までに7世帯、1.6倍に増加していますが、平成21年では6世帯が本町の制度利用者となっています。

全国と大阪府ともに母子家庭が増加傾向にあり、本町と同様の傾向が示されています。

【母子・父子家庭の世帯数の推移】



資料：平成2～17年は国勢調査（各年10月1日）
平成21年は本計画策定時アンケート調査実施時調べ



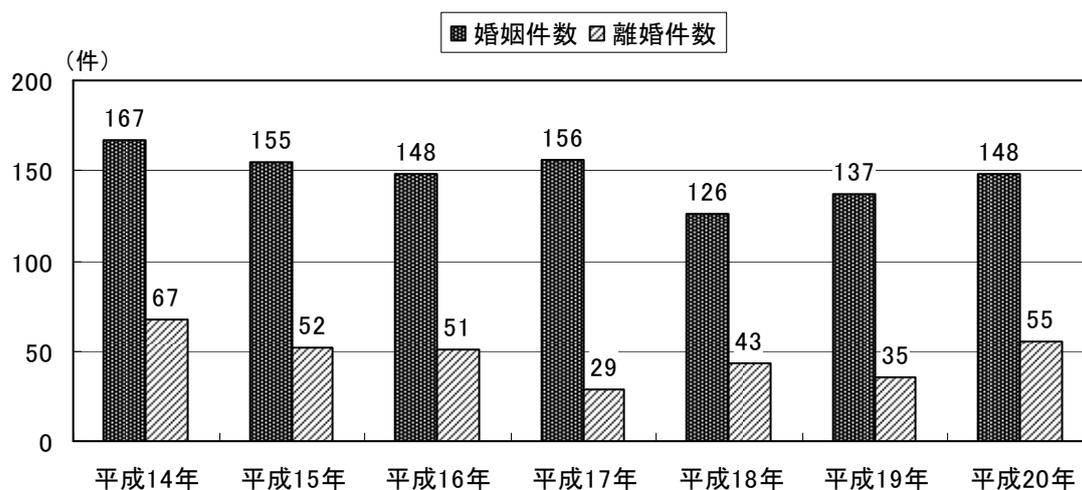
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数の推移をみると、平成18年で126件、平成20年で148件と近年においては増加傾向にあります。

また、離婚件数の推移においても、緩やかな増加傾向にあり、平成17年では29件となっていますが、平成20年では55件と26件増加しています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】

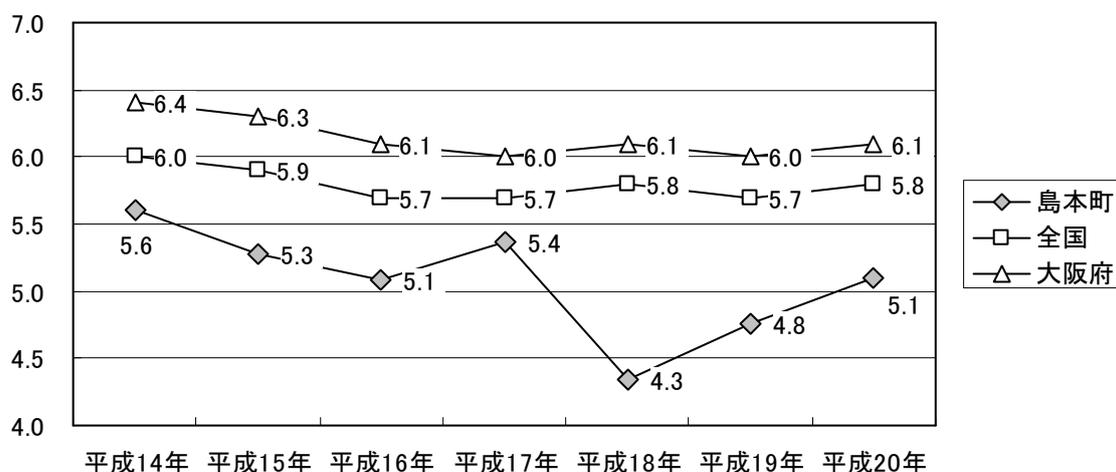


資料:人口動態統計

婚姻率の推移をみると、平成18年で4.3、平成20年で5.1と増加傾向にありますが、全国・大阪府の婚姻率より各年ともに低くなっています。

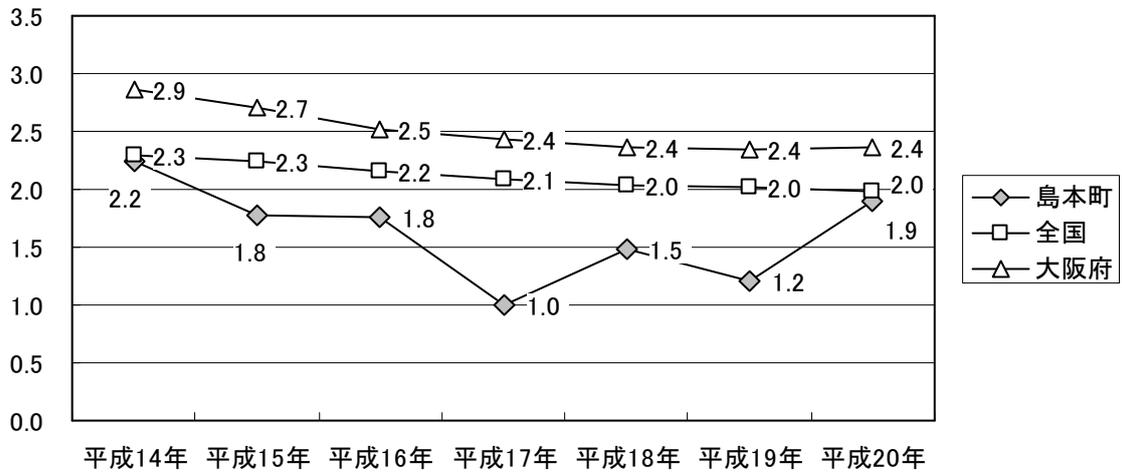
一方、離婚率の推移をみると、緩やかな減少傾向となっていました。平成17年以降は増加傾向にあり、平成20年で1.9となっており全国の離婚率に近づきつつあります。

【婚姻率の推移（人口千対）】



資料:人口動態統計

【離婚率の推移（人口千対）】



資料：人口動態統計

(3) 相談件数の推移

1) 母子自立支援員による相談

相談延べ件数は減少傾向にありましたが、平成 20 年度には 225 件と前年度に比べ 27 件増加しています。一方、相談実人員は平成 17 年度の 57 人から平成 20 年度の 75 人と増加傾向にあります。

また、平成 20 年度の相談内容については、就業に関すること (59 件)、母子及び寡婦福祉資金貸付制度に関すること (44 件) で相談総数の 45.8%を占めています。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
相談実人員 (人)	57	64	69	75
相談延べ件数 (件)	224	208	198	225

(4) 保育サービスの利用状況

保育所の利用状況の合計をみると、年齢別人口は増減していますが、入所児童数は増加傾向にあります。要保育率は各年で増加し、平成 20 年には 28.4%となっています。

■保育所の利用状況

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
平成 16 年	年齢別人口 (人)	223	255	304	269	277	292	1,620
	入所児数 (人)	44	60	64	71	91	103	433
	要保育率 (%)	19.7	23.5	21.1	26.4	32.9	35.3	26.7
平成 17 年	年齢別人口 (人)	239	239	274	304	275	270	1,601
	入所児数 (人)	51	53	70	91	74	94	433
	要保育率 (%)	21.3	22.2	25.5	29.9	26.9	34.8	27.0
平成 18 年	年齢別人口 (人)	237	252	245	270	302	277	1,583
	入所児数 (人)	51	63	70	88	94	73	439
	要保育率 (%)	21.5	25.0	28.6	32.6	31.1	26.4	27.7
平成 19 年	年齢別人口 (人)	263	268	248	277	275	281	1,612
	入所児数 (人)	55	60	80	82	89	91	457
	要保育率 (%)	20.9	22.4	32.3	29.6	32.4	32.4	28.3
平成 20 年	年齢別人口 (人)	253	271	271	257	273	275	1,600
	入所児数 (人)	52	65	70	91	89	87	454
	要保育率 (%)	20.6	24.0	25.8	35.4	32.6	31.6	28.4

※各年 3 月 1 日現在 (広域入所除く)

要保育率は「入所児数 / 年齢別人口 × 100」で算出

(5) 放課後児童健全育成事業の利用状況

放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況の合計をみると、平成16年以降を境に年齢別人口は減少していますが、利用児童数は増加の傾向にあります。要保育率は平成16年で21.9%に対し、平成20年度は26.7%と増加しています。

また、学年が低いほど要保育率が高くなっています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況

		小学1年生	小学2年生	小学3年生	合計
平成16年	年齢別人口（人）	281	286	271	838
	入所児数（人）	68	59	49	176
	要保育率（%）	24.2	20.6	18.1	21.9
平成17年	年齢別人口（人）	308	273	290	871
	入所児数（人）	83	67	57	207
	要保育率（%）	26.9	24.5	19.7	23.8
平成18年	年齢別人口（人）	283	303	268	854
	入所児数（人）	81	82	48	211
	要保育率（%）	28.6	27.1	17.9	24.7
平成19年	年齢別人口（人）	258	272	300	830
	入所児数（人）	62	77	72	211
	要保育率（%）	24.0	28.3	24.0	25.4
平成20年	年齢別人口（人）	271	254	278	803
	入所児数（人）	93	53	68	214
	要保育率（%）	34.3	20.9	24.5	26.7

※各年5月1日現在（広域入所除く）

要保育率は「入所児数／年齢別人口×100」で算出

3. アンケート調査結果からみる現状

平成 21 年 8 月から 9 月にかけて、本町の母子家庭等の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査方法は以下のとおりです。

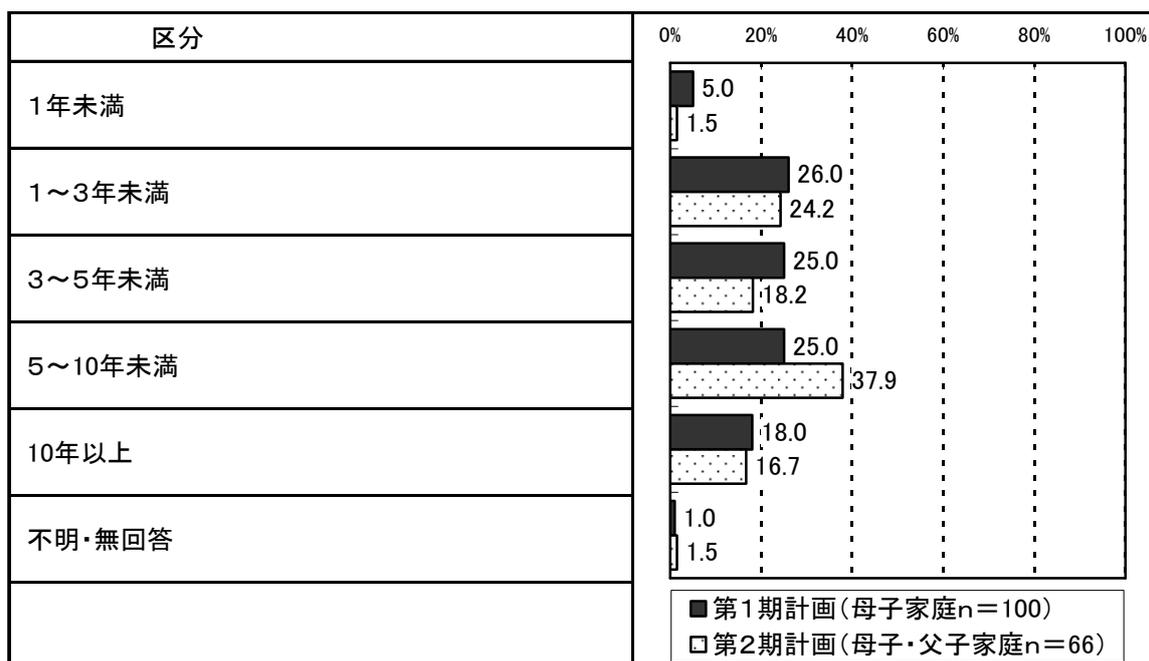
①調査地域	島本町全域			
②調査対象	町内に住む母子家庭、父子家庭及び寡婦			
③抽出方法	1) 児童扶養手当支給台帳 2) ひとり親家庭医療受給者台帳 3) 遺児福祉金（父子世帯）受給者台帳 4) 母子寡婦福祉会会員			
④実施方法	郵送による配布・回収			
⑤調査期間	平成 21 年 8 月 26 日（水）～平成 21 年 9 月 18 日（金）			
⑥回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	母子・父子家庭対象調査	208	66	31.7%
	寡婦対象調査	40	20	50.0%
	合計	248	86	34.7%

※以下につづくグラフ中の凡例の第 1 期計画とは、第 1 期計画策定時に実施したアンケート調査結果であり、第 2 期計画とは本計画策定時に実施したアンケート調査結果です。

(1) 母子・父子家庭になってからの期間（単数回答）

母子・父子家庭になってからの期間は、「5～10年未満」が 37.9%で最も多く、次いで「1～3年未満」が 24.2%、「3～5年未満」が 18.2%となっています。

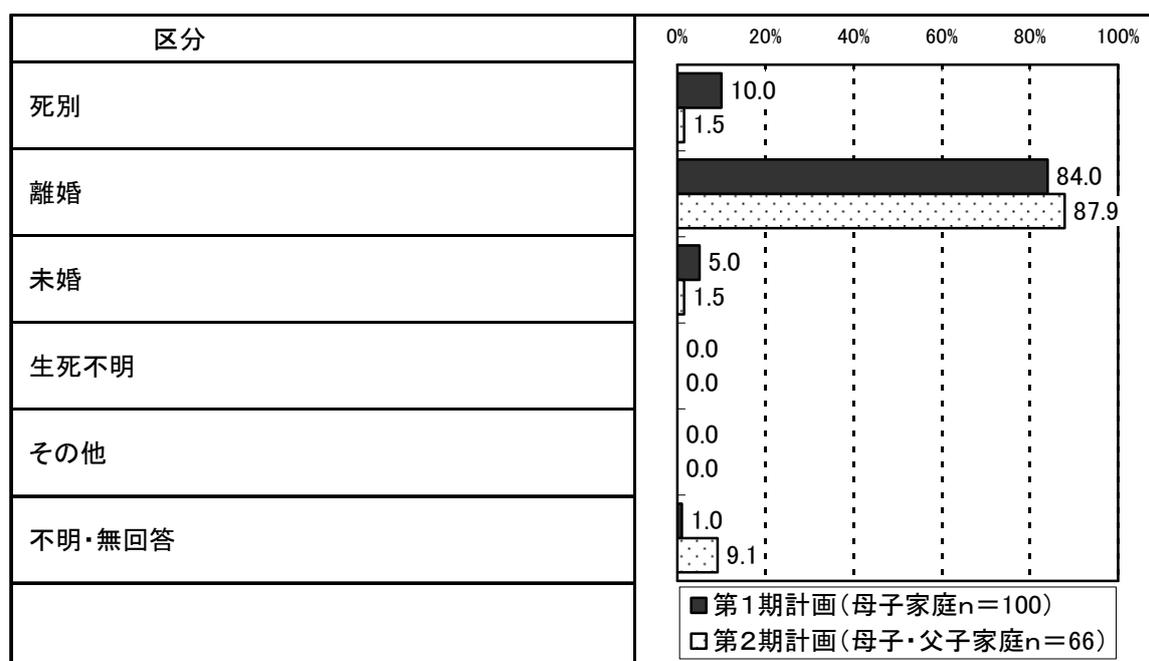
第 1 期計画と比較すると、「5～10年未満」において大きく伸びています。



(2) 母子・父子家庭になった理由（単数回答）

母子・父子家庭になった理由は、「離婚」が87.9%で最も多く、次いで「不明・無回答」が9.1%となっています。

第1期計画と比較しても大きく変わりませんが、「離婚」において若干増加しています。



〈参考〉

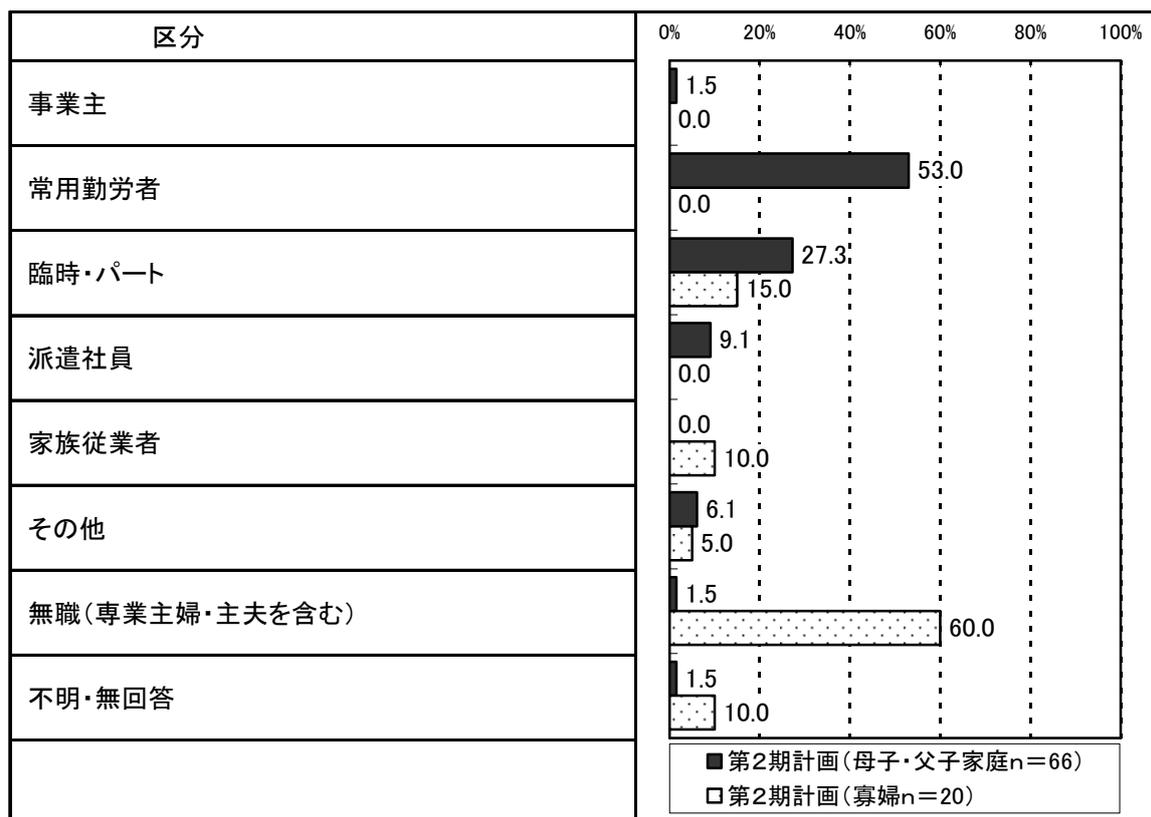
- ◇大阪府母子世帯：「死別」(3.0%)、「離婚」(89.7%)、「未婚」(5.7%)
- ◇大阪府父子世帯：「死別」(10.6%)、「離婚」(89.5%)、「未婚」(0.0%)
- ◇全国母子世帯：「死別」(9.7%)、「離婚」(79.7%)、「未婚」(6.7%)
- ◇全国父子世帯：「死別」(22.1%)、「離婚」(74.4%)、「未婚」(0.5%)

※参考値として掲載している大阪府や全国の調査結果は、大阪府（社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会委託）が平成20年10月に実施した「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」結果と厚生労働省が平成18年に実施した「全国母子世帯等調査」結果です（以下、同じ）。

(3) 現在のあなたの従業上の地位は（単数回答）

母子・父子家庭では、「常用勤労者」が 53.0%で最も多く、次いで「臨時・パート」が 27.3%、「派遣社員」が 9.1%となっています。

寡婦では、「無職」が 60.0%で最も多く、次いで「臨時・パート」が 15.0%、「家族従業者」が 10.0%となっています。



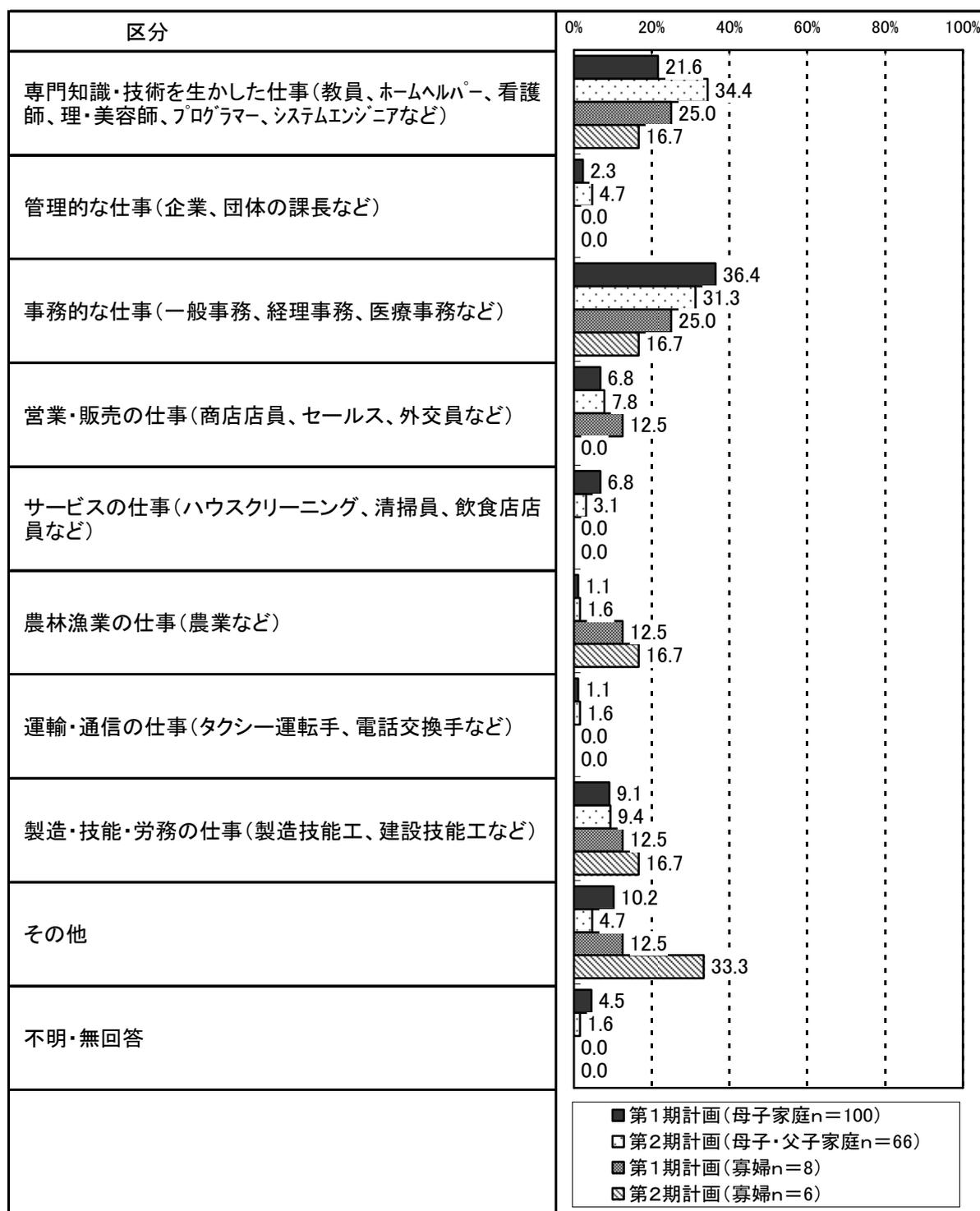
〈参考〉

- ◇全国母子世帯：「常用勤労者」(42.5%)、「臨時・パート」(43.6%)、「派遣社員」(5.1%)
- ◇全国父子世帯：「常用勤労者」(72.2%)、「臨時・パート」(3.6%)、「派遣社員」(2.6%)

(4) 現在の仕事は（単数回答）

母子・父子家庭では、「専門知識・技術を生かした仕事」が34.4%で最も多く、次いで「事務的な仕事」が31.3%、「製造・技能・労務の仕事」が9.4%となっています。また、寡婦では、「その他」が33.3%で最も多く、その他の回答は全て16.7%となっています。

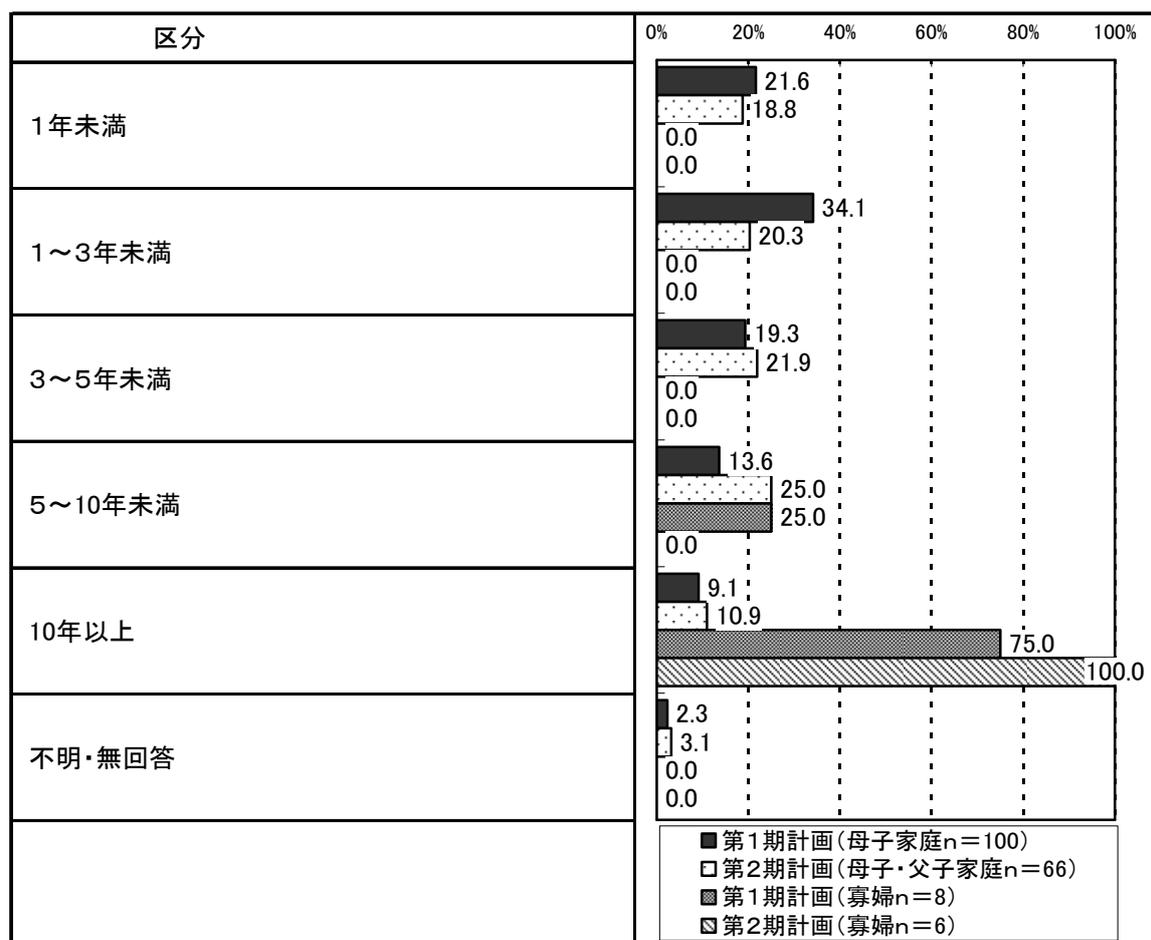
第1期計画と比較して10ポイント以上増加している項目は、母子・父子家庭において「専門知識・技術を生かした仕事」、寡婦では「その他」となっています。



(5) 現在の仕事の勤続年数（単数回答）

母子・父子家庭では、「5～10年未満」が25.0%で最も多く、次いで「3～5年未満」が21.9%、「1～3年未満」が20.3%となっています。また、寡婦では、「10年以上」が100.0%となっています。

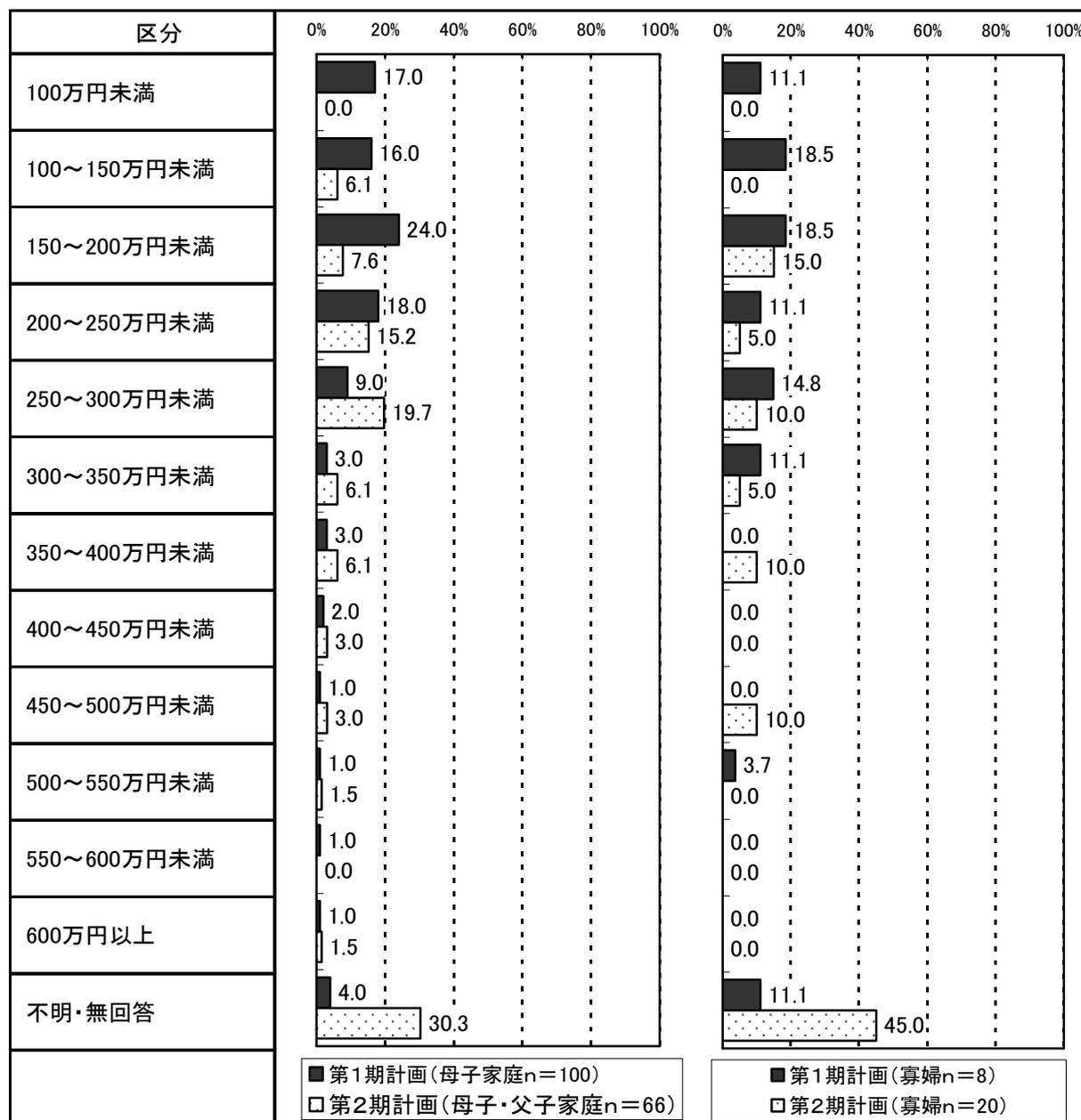
第1期計画では、勤続年数3年未満が5割を超えていたのに対し、本計画では4割弱となっており、勤続年数が長くなっていることがうかがえます。



(6) 年間総収入について (単数回答)

母子・父子家庭では、「250～300万円未満」が19.7%で最も多く、次いで「200～250万円未満」が15.2%、「150～200万円未満」が7.6%となっています。

寡婦では、「150～200万円未満」が15.0%で最も多く、次いで「250～300万円未満」と「350～400万円未満」が10.0%となっています。



〈参考〉

◇大阪府母子世帯：「100万円未満」(24.2%)、「100～150万円」(89.7%)、「150～200万円」(17.1%)

◇大阪府父子世帯：「100万円未満」(15.4%)、「350～400万円」(13.8%)

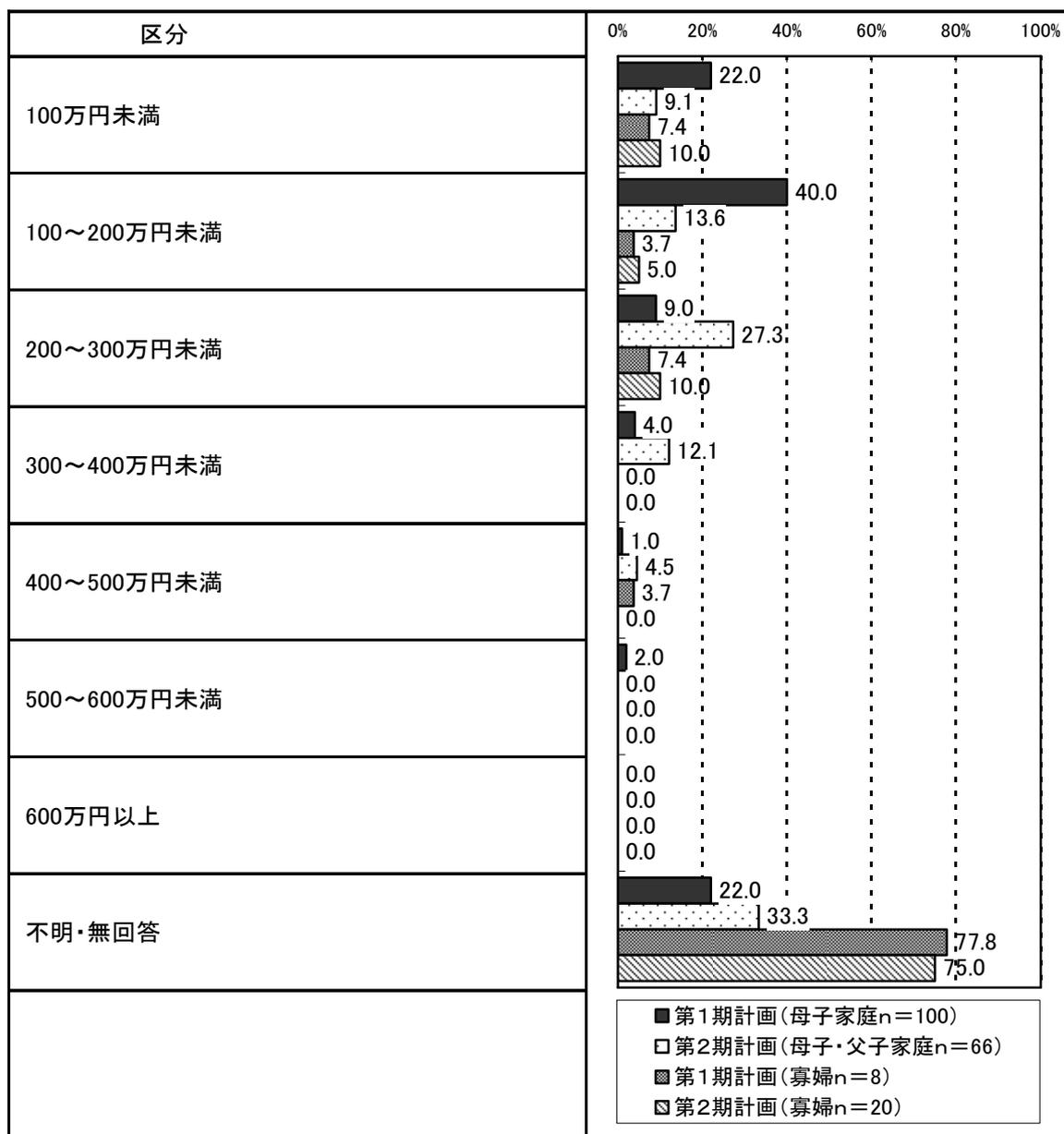
◇大阪府寡婦：「100～150万円」(24.1%)、「150～200万円」(21.4%)、「100万円未満」(14.7%)

(7) 年間総収入のうち、就労収入（単数回答）

母子・父子家庭では、「200～300万円未満」が27.3%で最も多く、次いで「100～200万円未満」が13.6%、「300～400万円未満」が12.1%となっています。

寡婦では、「100万円未満」と「200～300万円」が10.0%で最も多くなっています。

第1期計画と比較して、母子家庭では200万円未満が6割を超えていたのに対し、本計画では2割弱となっており、200万円以上で多くなっています。



〈参考〉

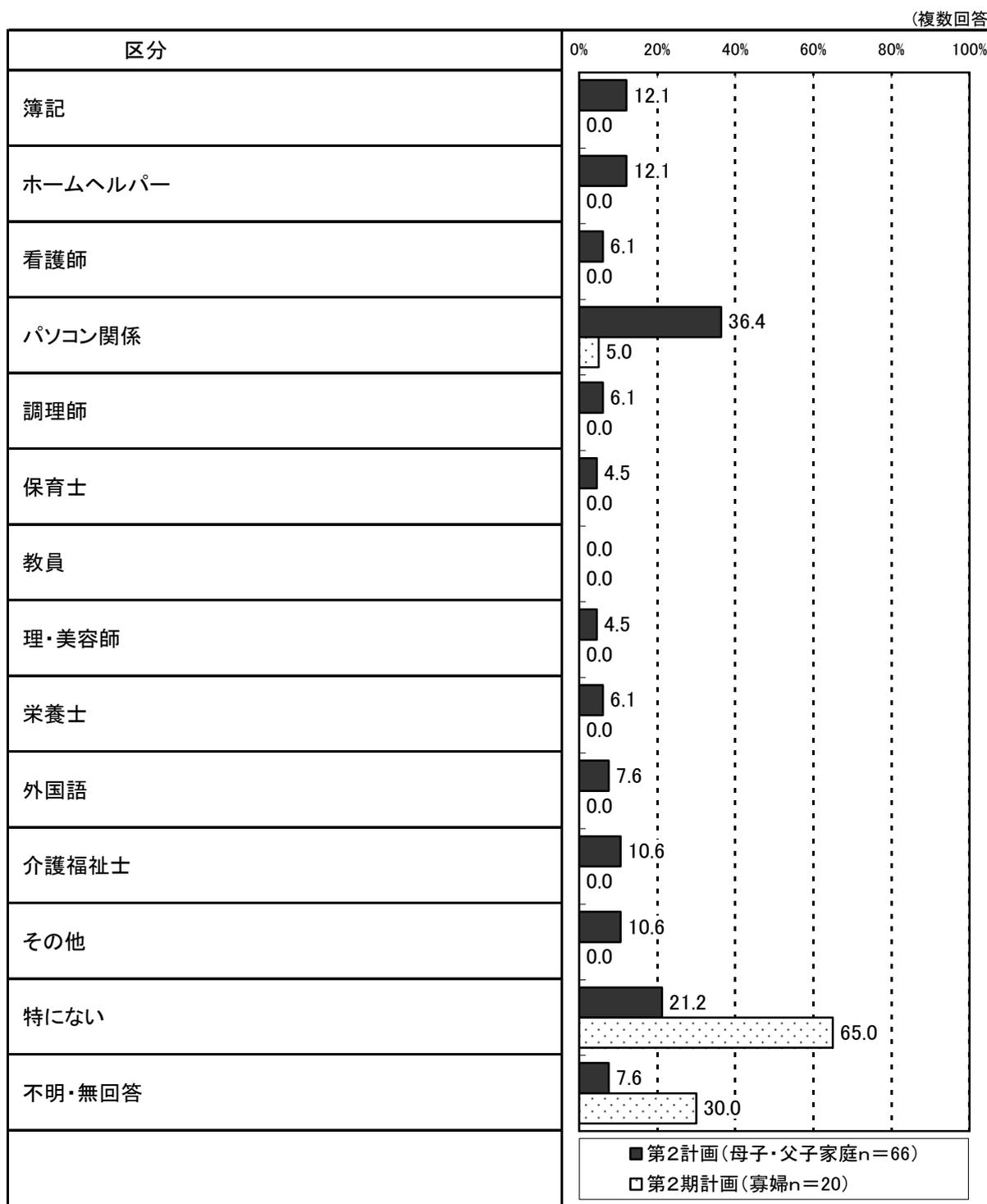
◇全国母子世帯：「100万円未満」(31.9%)、「100～200万円」(39.1%)、「200～300万円」(17.7%)

◇全国父子世帯：「100万円未満」(4.3%)、「100～200万円」(11.8%)、「200～300万円」(21.1%)、「300～400万円」(17.4%)、「400万円以上」(45.3%)

(8) 今後習得したい技術等（複数回答）

母子・父子家庭では、「パソコン関係」が36.4%で最も多く、次いで「特にない」が21.2%、「簿記」が12.1%となっています。

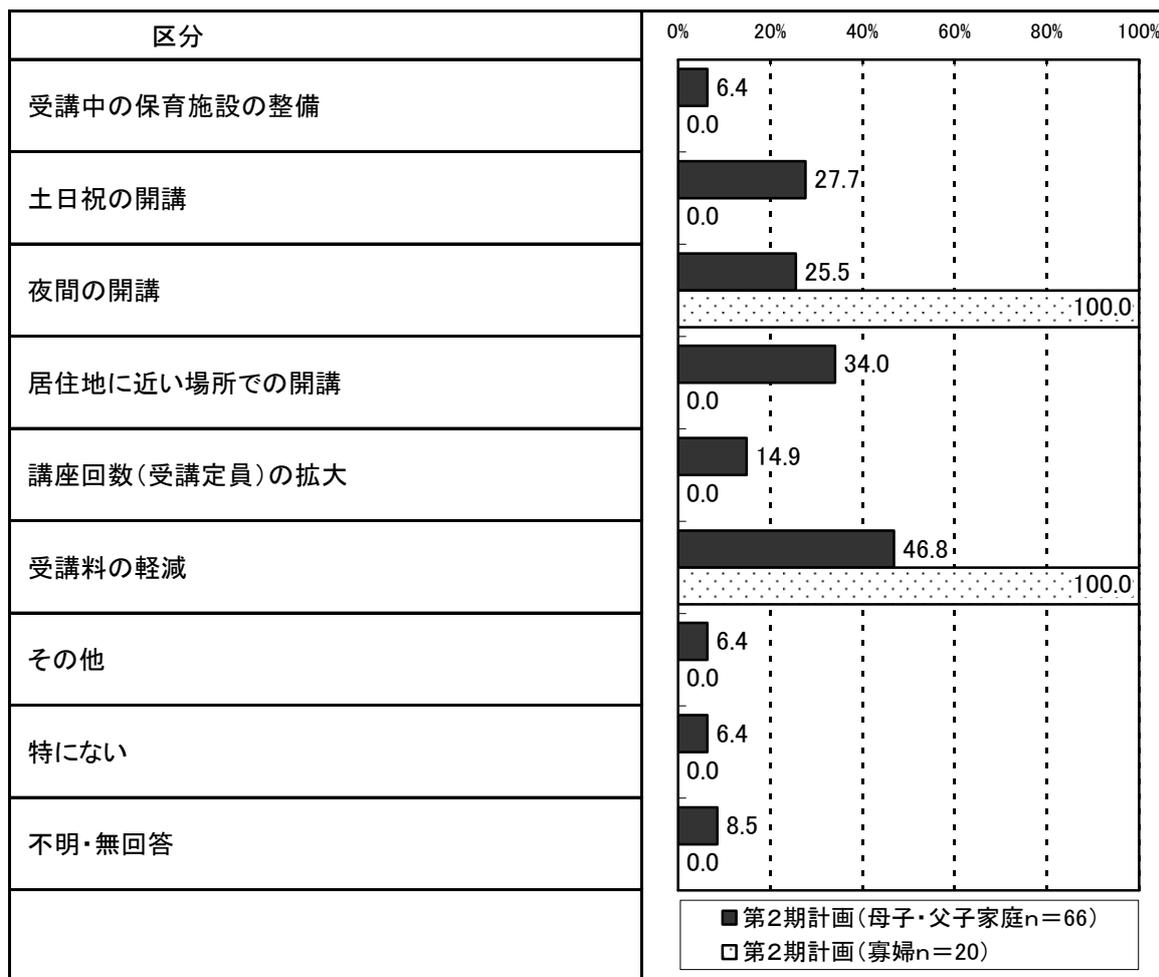
寡婦では、「特にない」が65.0%で最も多く、次いで「パソコン関係」が5.0%となっています。



(9) 技能・資格を取得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと（複数回答）

母子・父子家庭では、「受講料の軽減」が46.8%で最も多く、次いで「居住地に近い場所での開講」が34.0%、「土日祝の開講」が27.7%となっています。

寡婦では、「夜間の開講」と「受講料の軽減」が、ともに100.0%となっています。



(10) 住居の状況について（単数回答）

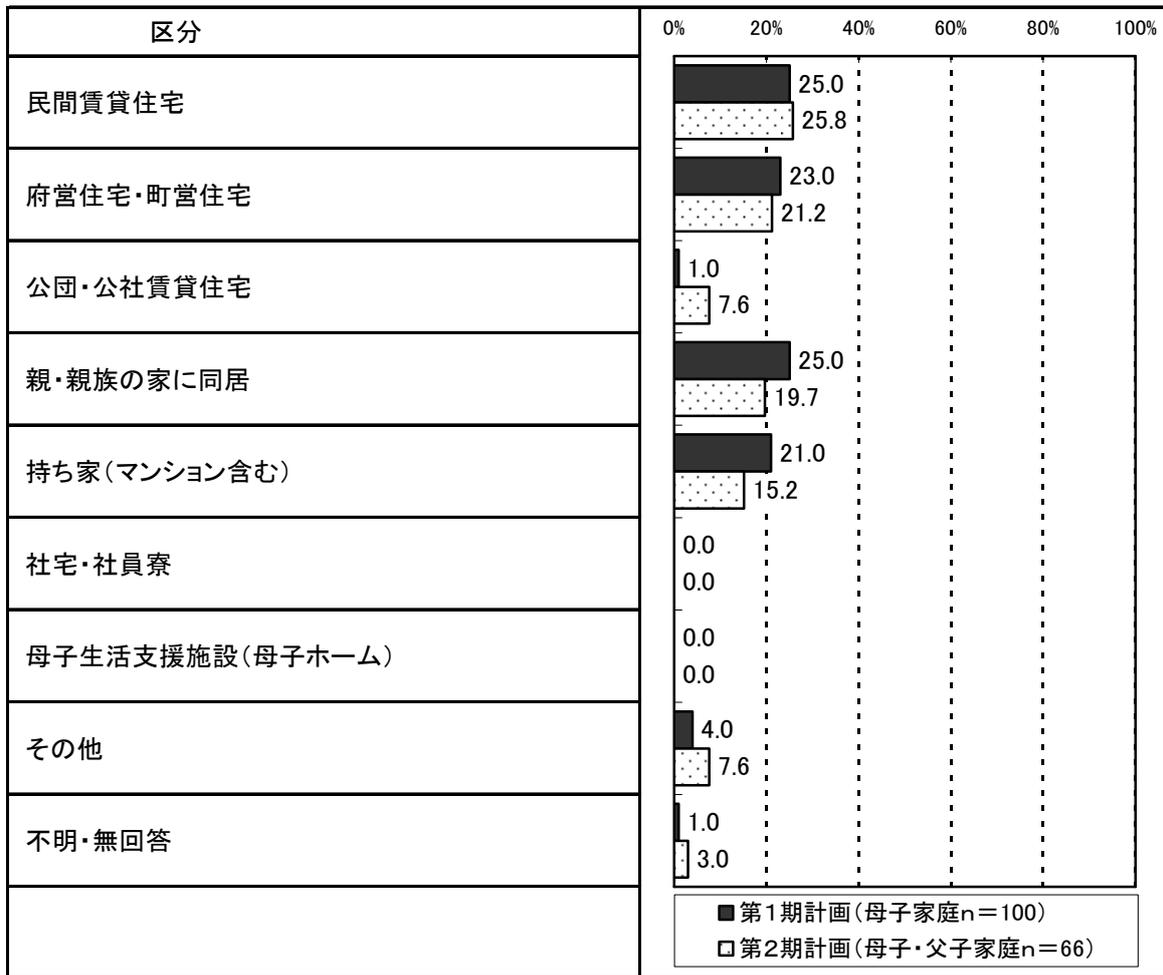
住居の状況について、“母子・父子家庭になる前”は「持ち家」が47.0%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が25.8%、「親・親族の家に同居」が9.1%となっています。

“母子・父子家庭になった直後”は「民間賃貸住宅」が34.8%で最も多く、次いで「親・親族の家に同居」が31.8%、「持ち家」が12.1%となっています。

“現在の状況”では「民間賃貸住宅」が25.8%で最も多く、次いで「府営住宅・町営住宅」が21.2%、「親・親族の家に同居」が19.7%となっています。



【現在の状況】

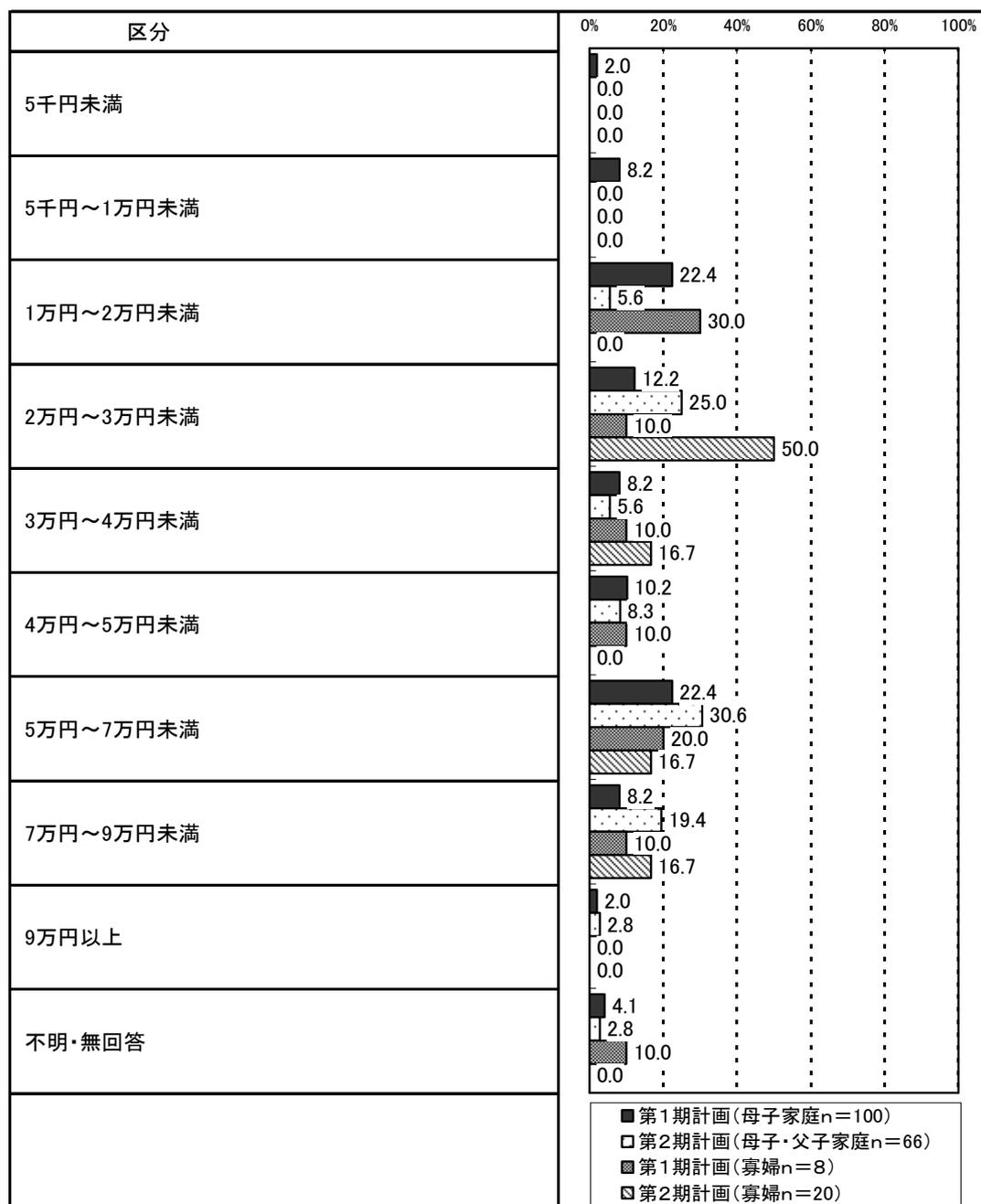


(11) 1か月の家賃について（単数回答）

母子・父子家庭では「5万円～7万円未満」が30.6%で最も多く、次いで「2万円～3万円未満」が25.0%、「7万円～9万円未満」が19.4%となっています。

寡婦では「2万円～3万円未満」が50.0%で最も多く、次いで「3万円～4万円未満」と「5万円～7万円未満」、「7万円～9万円未満」が16.7%となっています。

第1期計画と比較して、「2万円～3万円未満」と「7万円～9万円未満」において、母子・父子家庭、寡婦ともに増加しています。



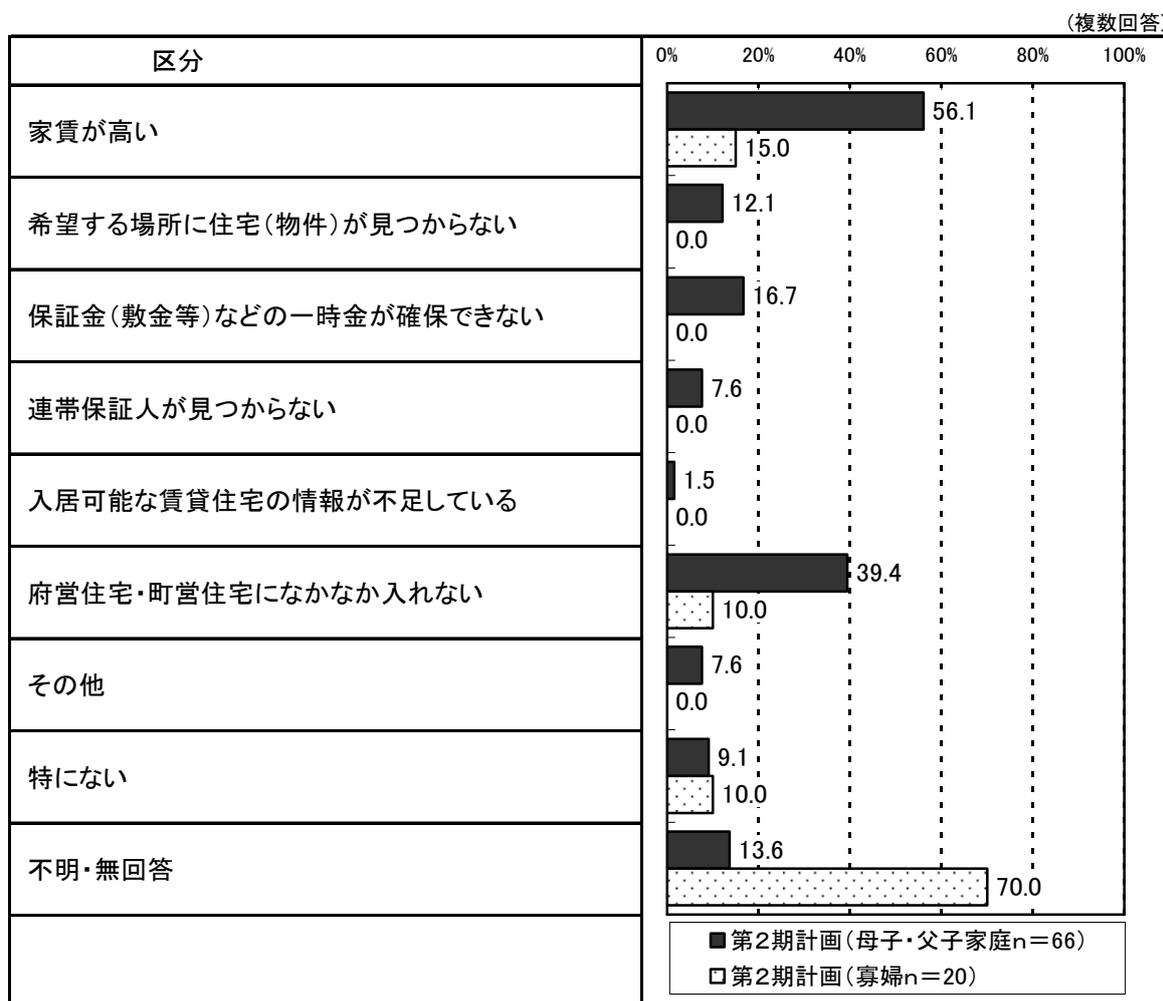
〈参考〉

- ◇大阪府母子世帯：「5～7万円」（36.5%）、「4～5万円」（14.2%）、「7～9万円」（13.0%）
- ◇大阪府父子世帯：「5～7万円」（22.6%）、「4～5万円」「2～3万円」「9万円以上」（16.1%）
- ◇大阪府寡婦：「2～3万円」（20.4%）、「3～4万円」（18.6%）、「5～7万円」（17.7%）

(12) 母子家庭等として賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」または「困った」ことについて（複数回答）

母子・父子家庭では、「家賃が高い」が56.1%で最も多く、次いで「府営住宅・町営住宅になかなか入れない」が39.4%、「保証金などの一時金が確保できない」が16.7%となっています。

寡婦では、「家賃が高い」が15.0%で最も多く、次いで「府営住宅・町営住宅になかなか入れない」と「特にない」が10.0%となっています。

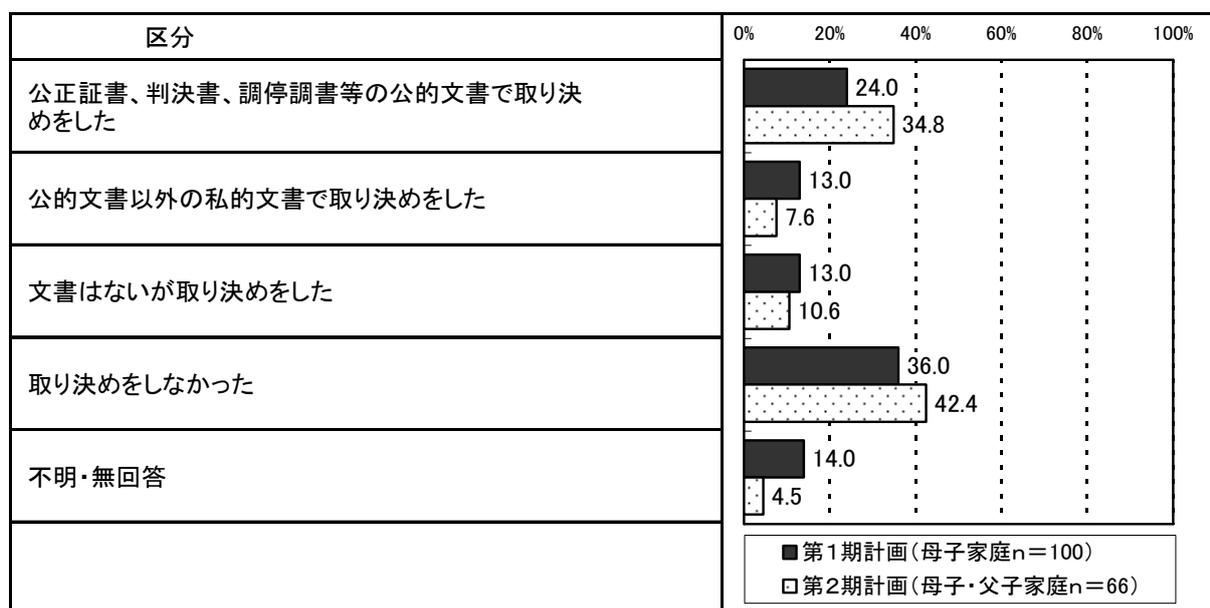


(13) 離別した夫との養育費の取り決め状況について（単数回答）

【養育費の取り決め状況について】

「取り決めをしなかった」が 42.4%で最も多く、次いで「公正証書、判決書、調停調書等の公的文書で取り決めをした」が 34.8%、「文書はないが取り決めをした」が 10.6%となっています。

第1期計画と比較すると、「公正証書、判決書、調停調書等の公的文書で取り決めをした」において10ポイント以上増加している一方で、「取り決めをしなかった」においても若干増加しています。



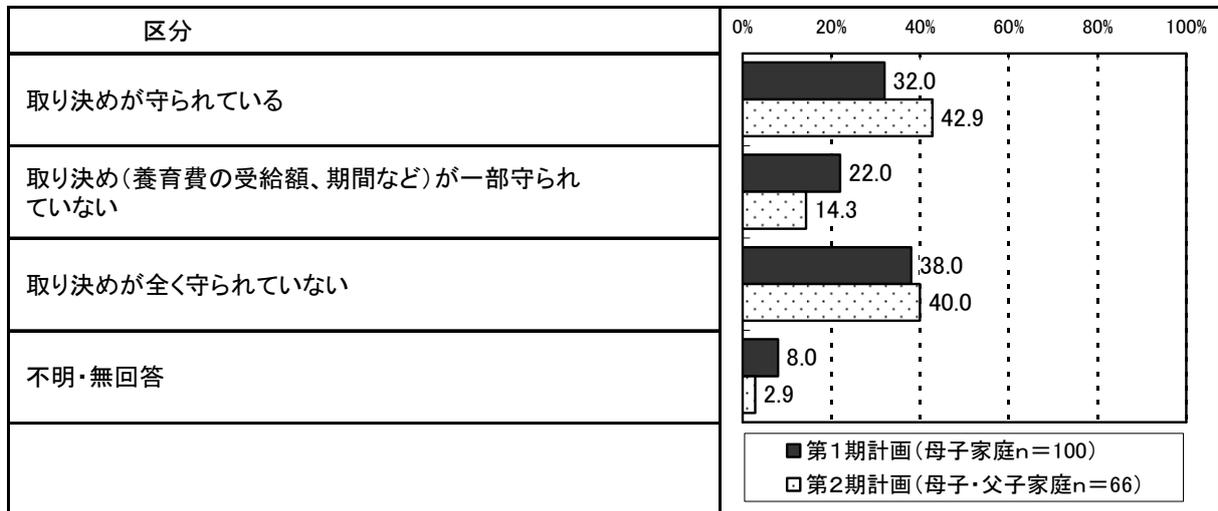
〈参考〉

◇全国母子世帯：「文書で取り決めをしている」(63.5%)、「文書はないが取り決めをしている」(35.2%)、「取り決めをしていない」(58.3%)

【取り決めの履行状況について】

「取り決めが守られている」が 42.9%で最も多く、次いで「取り決めが全く守られていない」が 40.0%、「取り決めが一部守られていない」が 14.3%となっています。

第1期計画と比較すると、「取り決めが守られている」において10ポイント以上増加している一方で、「取り決めが全く守られていない」においても若干増加しています。



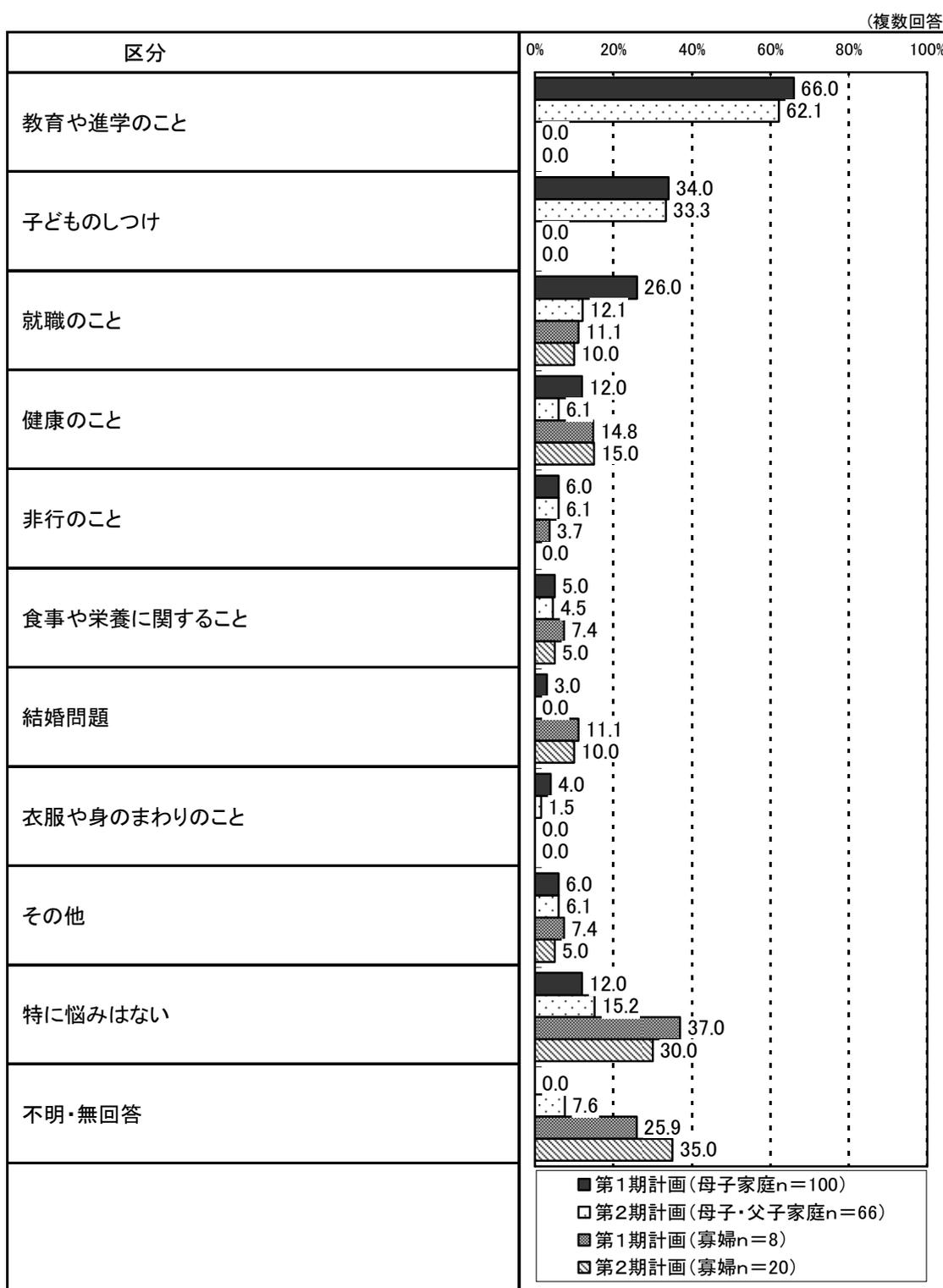
〈参考〉

- ◇大阪府母子世帯：「守られている」(38.9%)、「一部守られていない」(14.4%)、「まったく守られていない」(46.6%)
- ◇全国母子世帯：「現在も受けている」(19.0%)、「過去に受けたことがある」(16.0%)、「受けたことがない」(59.1%)

(14) 子どもに関する悩みについて（複数回答）

母子・父子家庭では、「教育や進学のこと」が62.1%で最も多く、次いで「子どものしつけ」が33.3%、「特に悩みはない」が15.2%となっています。

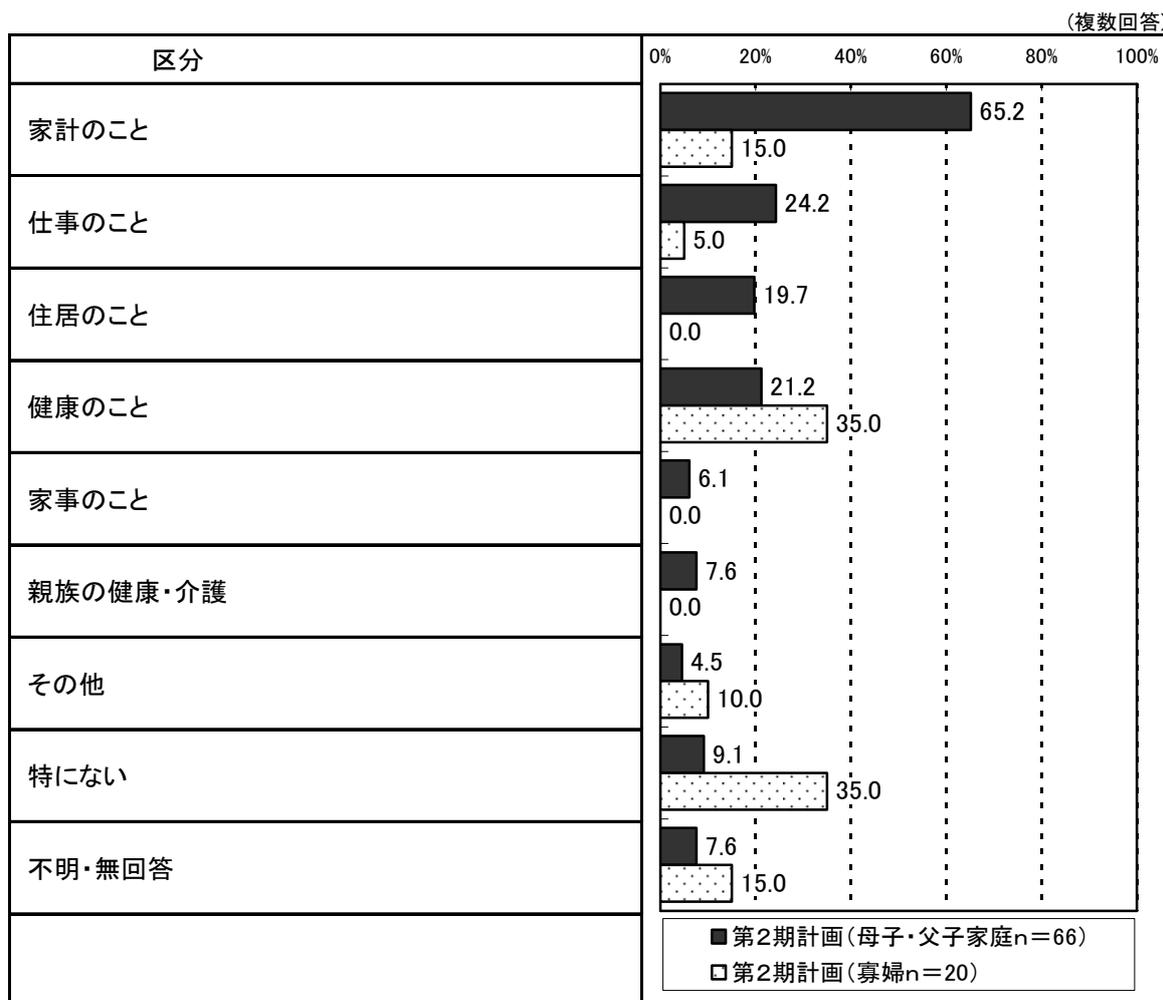
寡婦では、「特に悩みはない」が30.0%で最も多く、次いで「健康のこと」が15.0%、「就職のこと」が10.0%となっています。



(15) あなたが困っていることについて（複数回答）

母子・父子家庭では、「家計のこと」が 65.2%で最も多く、次いで「仕事のこと」が 24.2%、「健康のこと」が 21.2%となっています。

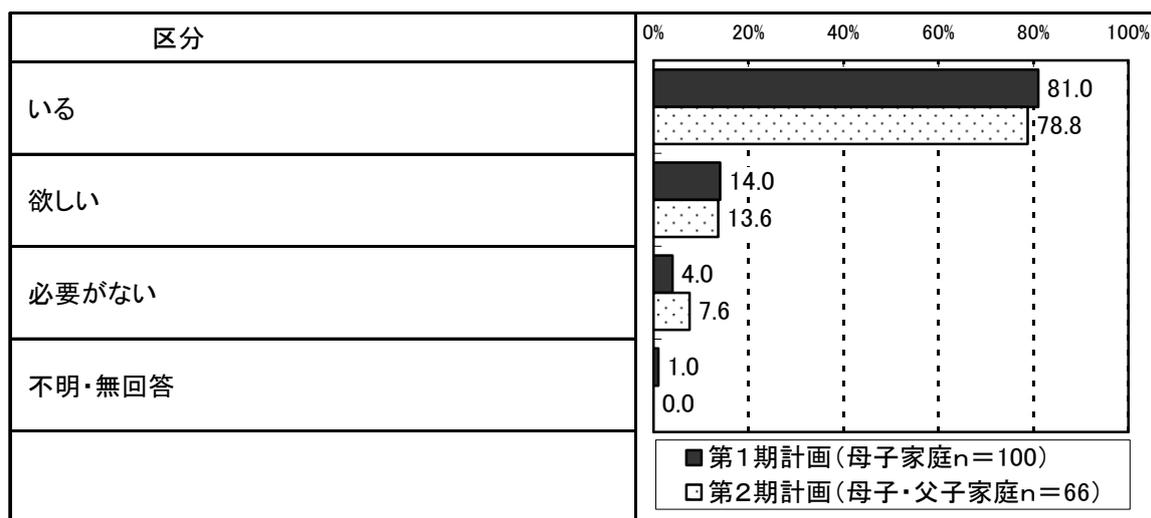
寡婦では、「健康のこと」と「特にない」が、ともに 35.0%で最も多く、次いで「家計のこと」が 15.0%となっています。



(16) 相談相手の有無（単数回答）

「相談相手がいる」が78.8%で最も多く、次いで「相談相手欲しい」が13.6%、「相談相手の必要がない」が7.6%となっています。

第1期計画と比較すると、大きな変化はありませんが、「相談相手の必要がない」において3.6ポイント増加しています。



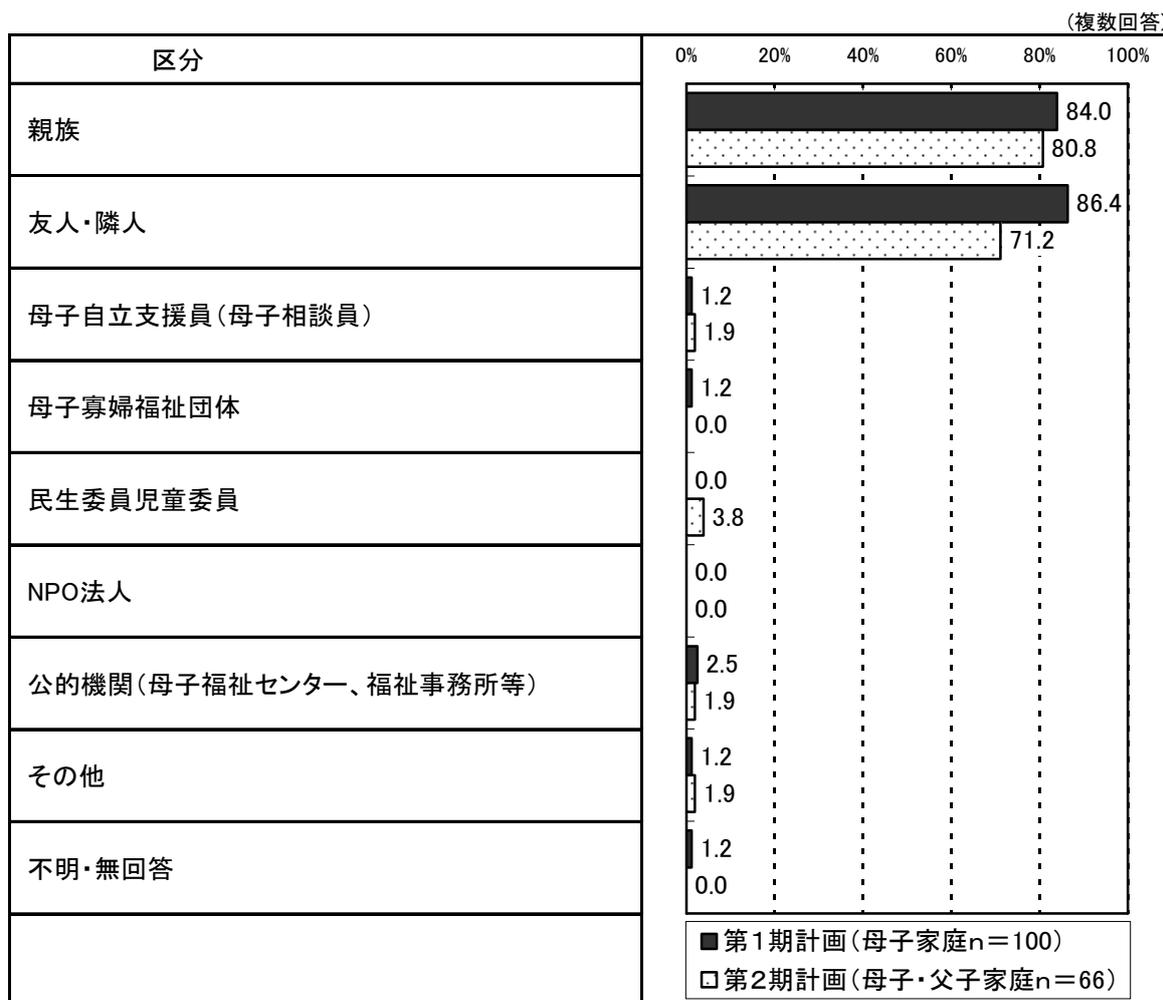
〈参考〉

- ◇全国母子世帯：「相談相手がいる」（76.9%）、「相談相手欲しい」（15.7%）、「相談相手の必要がない」（7.4%）
- ◇全国父子世帯：「相談相手がいる」（59.4%）、「相談相手欲しい」（21.8%）、「相談相手の必要がない」（18.8%）

(17) 相談相手について（複数回答）

相談する相手を見ると、「親族」が 80.8%で最も多く、次いで「友人・隣人」が 71.2%、「民生委員児童委員」が 3.8%となっています。

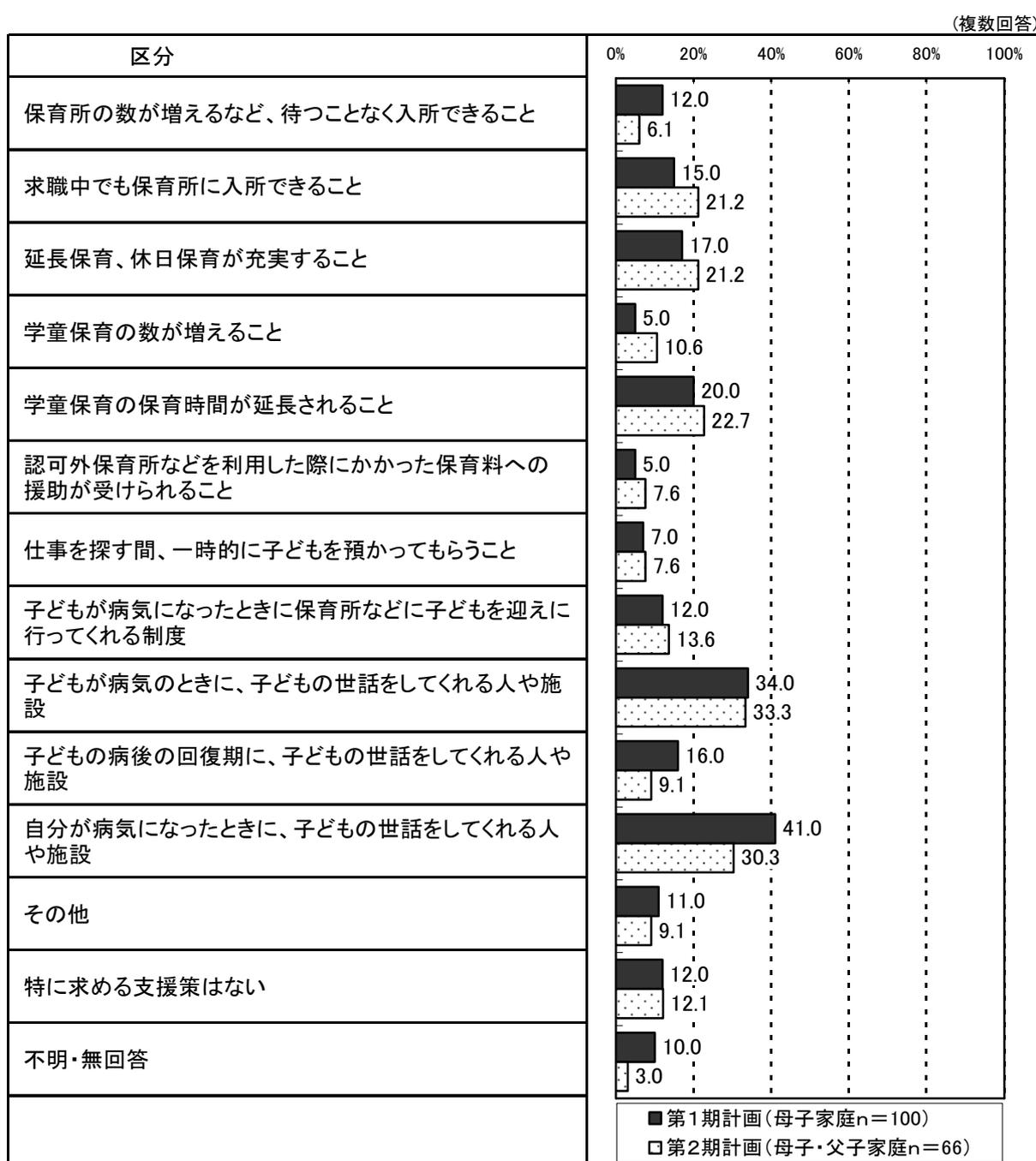
第1期計画と比較すると、親族や友人・隣人が減少し民生委員児童委員が若干増加しています。



(18) 望む支援策について（複数回答）

母子・父子家庭が望む支援策については、「子どもが病気の際に、子どもの世話をしてくれる人や施設」が 33.3%で最も多く、次いで「自分が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や施設」が 30.3%、「学童保育の保育時間が延長されること」が 22.7%となっています。

第1期計画と比較すると、「求職中でも保育所に入所できること」が 6.2ポイントと最も多く増加しており、次いで「学童保育の数が増えること」が 5.2ポイント、「延長保育、休日保育が充実すること」が 4.2ポイント増加しています。



4. 今後の課題

母子家庭等の動向及び、アンケート調査結果を踏まえ、今後の重点課題として、次の2点を整理しました。

なお、アンケート調査については、回収率が34.7%と低調となっていますが、厚生労働省が平成18年に実施した「全国母子世帯等調査」結果や大阪府（社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会委託）が平成20年10月に実施した「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査」結果も踏まえ、各種施策を展開していきます。

（1）相談機能及び情報提供の充実

母子・父子家庭は、子育てと生計の2つの役割を一人で担っている人が多く、さまざまな悩みを抱えています。また、寡婦は多くの人が健康や将来の生活に対する不安を抱えています。このような、さまざまな悩みや不安を気軽に相談でき、適切な助言を受けられる環境を充実させていくことが必要です。

アンケート調査によると、相談相手がいると回答した人は母子・父子家庭で78.8%、寡婦で90.0%と高くなっていますが、多くの場合、親族や友人、隣人に相談しており、母子自立支援員や公的機関へ相談している人の割合は1割を大きく下回っています。

また、施設や制度、福祉の担い手等についての認知状況では、多くの項目において5割を下回っており、その認知状況の低さから、今後の利用意向も低くなっています。そのため、日常生活を支援するさまざまな事業や支援をどのように適切に伝えていくかが課題となっています。

平成15年度に、母子自立支援員の配置が市及び福祉事務所を設置する町村まで拡大され、業務内容も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されました。そのため、母子自立支援員は母子家庭等の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められています。本町でも平成15年6月から母子自立支援員を配置しており、相談機能や情報提供のさらなる充実が求められています。

(2) 就業支援の充実

母子家庭の母及び寡婦の自立のためには、就業機会の確保は大変重要ですが、経験や就業情報の不足に加え、雇用情勢なども大変厳しい状況になっています。また、職業経験が乏しく、十分な技能を持たない人も多く、就業に際して十分な準備ができないまま、生活のために就職しなければならない場合があります。このほか、就業に結びつきやすい資格の取得をめざしても、その養成期間中の生活に不安があることから、意欲があっても修業が難しい人も多くいます。

このため、母子家庭の母や寡婦の個々の事情に応じたきめ細かな就業支援が必要になってきます。

特に、本町では、「技能・資格を習得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと」において、「受講料の軽減」が46.8%と約半数近くの人が経済的に配慮されることを望んでおり、修業のための経済的支援が重要となっています。

そのため、経済的自立に効果が高い資格を取得する場合に、安定した修業環境を確保するための、母子家庭高等技能訓練促進事業の実施を検討する必要があります。

第3章 基本理念

1. 基本理念

子育てと生計をひとりで担っている母子・父子家庭の親が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

2. 基本的な視点

(1) 人権尊重

本町では、第4次総合計画の中で「人間尊重（平和と基本的人権尊重のまちづくり）」をまちづくりの基本方針に掲げ、差別のない地域社会をめざし、取り組んでいます。21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重の流れは、今後ますます大きくなるものと考えられます。

母子家庭等が急増しているなか、依然として結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、母子家庭等を「特別なもの」としてとらえる傾向が残っています。

本町では、基本的人権尊重の立場から、母子家庭等の人権が尊重され、地域でいきいきと生活ができるまちづくりに努めます。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

少子化の進展や核家族化の進行、厳しい経済環境など、子育てを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

母子・父子家庭の親は、仕事と家庭をひとりで担っているケースが多く、その精神的、肉体的負担は大きいため、就業面・家庭面等における適切な支援を行うことが必要です。

また、母子・父子家庭に対する理解や自立支援策を推進することは、子どもにとって重要な生活の基盤である家庭を守るとともに、子どもの健やかな成長を支援することにつながります。

本町では、母子・父子家庭の子どもが健やかに育つように、また生きがいを持って生活を送ることができるよう、経済面、家庭面、生活面など、生活全般にわたり支援を行っていきます。

(3) 母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり

母子家庭等の自立のためには、経済面、家庭面、健康面、地域社会への参加など、生活全般にわたる様々な課題を解決し、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

母子家庭等における自立とは、自らの選択に基づく自己決定の下に、親と子が生きがいに満ちた生活が送れるよう、経済的にも、また精神的にも自立していることが大切です。

当事者自身の努力とともに、個人の持てる能力が発揮できる社会の形成と、地域の様々な物的、人的資源や制度、情報等を十分に活用し、自立を支援する仕組みづくりに取り組んでいきます。

(4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等の抱える問題は多岐にわたっており、生活全般にかかる全体的な相談をはじめ、経済的自立を図る上で必要な就業支援や子育て支援サービスの提供等、幅広い支援が必要となります。

そのため、福祉と雇用の施策の連携を図りながら、母子家庭等の生活を支えていきます。

第4章 基本方向

1. 人権尊重

母子家庭等が生活を送るうえで、個人として尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己表現ができる社会を推進していく必要があります。

そのことから、母子家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることがないように、住民、企業など地域全体に向けた人権教育・啓発の取り組みを推進します。

また、母子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等の問題の特性等を踏まえ、「相談機能及び情報提供の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面への支援」「養育費の確保」「経済的支援」の充実に努めます。

2. 相談機能及び情報提供の充実

母子家庭等の自立を支援する施策や機関について情報が十分に行き届いていないこともまだまだ多い状況にあります。母子家庭等の抱えるさまざまな課題に対し、きめ細かい対応ができるよう、相談体制や情報提供の充実を目指します。

特に、母子家庭等の抱えている問題を把握し、関係機関と連携して母子家庭等の就業、自立を支援する役割を担っている母子自立支援員の周知を図ります。

(1) 母子自立支援員等による相談事業の充実

母子家庭等の抱えている問題を把握し、生活の安定・自立のための相談に応じる母子自立支援員を平成15年6月から設置しています。

生活の基盤である就業相談を中心に、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談を受けています。また、離婚前相談では、養育費の確保に向けた情報や母子家庭の支援制度についてなど、問題解決に向けて必要な助言を行うとともに、今後も、民生委員児童委員、主任児童委員、大阪府母子福祉推進委員など地域の福祉を担う人たちや関係機関と連携を図り、さらなる相談事業の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

相談までには至らず、悩みを抱え込んでいる方や情報などを手軽に知りたいという人にも対応するため、各種パンフレットを窓口を設置するとともに、大阪府母子福祉センター等と連携を図り、パンフレットの充実や広報誌の作成を行います。また、町の広報やホームページを充実させるとともに、郵送による個別配付など、情報提供による制度や施策の利用促進に努めます。

3. 就業支援

母子家庭及び寡婦が収入や雇用条件でよりよい就業の場を確保し、安定した生活をすごせるように、関係機関と連携し、就業のあっせん、職業能力向上のための訓練や補助、就業機会創出のための啓発など、就業支援の充実を図ります。

(1) 就業あっせん

母子家庭及び寡婦は、就業してもパートなどの不安定な雇用条件の場合が多いことから、収入面・雇用面でより安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう就業相談や就業あっせん等の支援に努めます。

①母子自立支援員による就業支援

母子自立支援員は、地域における民生委員児童委員、主任児童委員や大阪府母子福祉推進委員等との連携により、母子家庭等からのさまざまな相談に対応するとともに、相談の機会において、大阪府が実施している「就業・自立支援センター」や「ハローワーク」などとのネットワークを活用した就業支援に努めます。

②就業・自立支援センター事業等の紹介

専門相談員による就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催など、母子家庭及び寡婦への一貫した就業支援サービスの提供や生活支援を行う「就業・自立支援センター事業」などの情報提供に努めます。

③地域就労支援事業の推進

人権協会のコーディネーターが母子家庭の母、障害のある人、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因のために就労が困難な人々を対象に、就労相談を行うとともに、地域の企業や関係機関などと連携し、相談者一人ひとりに応じた就業支援に努めます。

(2) 職業訓練等の実施・促進

「結婚、出産、育児等により離職した」や「過去に一度も働いた経験がない」、また「働いていたとしても不安定な就労状態である」場合が多くみられます。そのため、安定した就業に向け、母子家庭の母がよりよい仕事に就くことができるよう、能力開発や能力向上の機会の充実に努めます。

①母子家庭高等技能訓練促進事業の検討

母子家庭の母が、看護師や介護福祉士、保育士など、就職に有利で、かつ、経済的自立に効果が高い資格を取得する場合(2年以上の養成機関で修業する場合)に、安定した修業環境を確保するために、母子家庭高等技能訓練促進事業の実施を検討します。

②母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給

母子家庭の母が、母子自立支援員との職業相談により、指定の講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う場合、教育訓練後に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」を支給します。

また、児童扶養手当現況届提出案内の送付の際に、自立支援給付金事業の概要や相談先をPRするなど、事業の周知に努めます。

③職業訓練事業の紹介

母子家庭の母が就業に結びつくよう、大阪府で実施している就業支援講習会や「職業能力形成システム」等について、大阪府と連携を図りながら情報提供に努めます。

また、公共職業能力開発施設等における技能取得期間中の生活の安定のため、母子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)無利子貸付けなども紹介します。

(3) 就業機会創出のための支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の雇用促進のためには、事業主の理解はもとより、雇用の創出や、さまざまな主体による就業支援や雇用等に向けた取り組みを促進することが必要です。

そのため、「地域就労支援事業」を推進するための会議に商工会や地元企業が委員として参画するよう働きかけるなど、企業や事業所に対し、就職困難者等の雇用に対する啓発を行います。また、母子寡婦福祉会の活動を引き続き支援します。

4. 子育てをはじめとした生活面への支援

母子家庭等が就労による生活をめざせるよう、保育サービスの充実や生活支援に関する福祉サービスの充実など、ひとりで子育てを行うことの負担を軽減し、子育てと仕事や就業のための訓練などとの両立ができるように支援します。

(1) 保育所優先入所の推進

平成 14 年の母子寡婦福祉法の改正により、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子・父子家庭に特別の配慮をしなければならないとされ、入所判定基準にポイントの付加等を実施しています。

今後も、母子家庭の母・父子家庭の父が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所への優先入所に努めます。

(2) 保育サービスの充実

保育サービスについては、「島本町子育て支援プラン（次世代育成支援対策行動計画後期計画）」に基づいたサービス提供を基本として、母子・父子家庭の多様な生活実態や意向を十分に踏まえたサービス提供に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）の充実

保護者の労働等により、放課後及び土曜日並びに夏休み等の保育に欠ける小学校低学年児童の適切な保護及び健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童健全育成事業を実施しています。当該事業では、平成 18 年度より午後 7 時まで開室時間を延長するとともに、母子・父子家庭で障害がある児童については小学 6 年生（通常、小学 1 年生から 3 年生対象）までの利用年限を拡大するなど、事業の充実を図っています。

今後は、現状の事業内容を継続するとともに、母子・父子家庭の児童の健全育成のため保育内容の充実に努めます。

(4) 日常生活支援事業の推進

日常生活支援事業は、母子家庭等の親の一時的な疾病等により、家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活の安定を図る事業となっており、本町では平成 17 年度から実施しています。

利用件数が少ないことから、庁内の各窓口や保育所において本制度のパンフレットを設置するとともに、広報やホームページ等で情報提供に努めます。

(5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

母子生活支援施設は、配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた母子家庭で、さまざまな事情のため、生活ができない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。母子生活支援施設では、生活相談などを通じて母子の自立を支援しています。

今後も、必要に応じ、母子生活支援施設を活用し、生活支援や自立支援に努めます。

(6) 公営住宅における優先入居の推進等

本町の町営緑地公園住宅における、空き家待ち入居募集の抽選時に、母子・父子家庭を福祉世帯向け申込資格として位置づけ、抽選確率を2倍とし町営住宅への入居に配慮しています。また、府営住宅においても母子世帯や高齢者、障害者等の福祉世帯向け住宅を確保しており、大阪府との連携のもと情報提供を行います。

さらに、大阪府と連携し、母子家庭等の住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録を行い、ホームページ等を通じて情報提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」を推進します。

5. 養育費の確保

母子・父子家庭の子どもに対する養育費が取得できるよう、養育費の取り決めや養育費の取得促進を図るとともに、養育費の支払いや取得についての広報・啓発活動や相談の充実を図ります。

(1) 養育費確保に向けた啓発の推進

母子自立支援員が行う養育費の制度や取得手続きなどについて情報提供を行います。

また、広く住民に対し養育費に関する広報・啓発活動に努めます。

(2) 法律相談事業の実施

養育費については、法律上の問題が絡む場合があることから、弁護士や司法書士による法律相談を活用し、養育費の取り決めや確保の支援に努めます。

6. 経済的支援の実施

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等を行い、適正な貸付・給付事務等の実施により、母子家庭等の生活の安定と自立を図ります。

(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施

母子家庭や寡婦に対し、自立を促進し、児童福祉の増進を図るため、技能習得資金や修学資金等を貸し付けるための母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務に努めます。

●資金の種類

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥就職支度資金 | ⑦医療介護資金 | ⑧生活資金 |
| ⑨住宅資金 | ⑩転宅資金 | ⑪就学支度資金 | ⑫結婚資金 |

(2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施

母子家庭の母、父子家庭の父(※)に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施するとともに、児童扶養手当の届出等の機会を捉えて、必要に応じ、生活面等の相談を行います。また、母子自立支援員を通じ、離婚前相談時に制度の説明を行い確実な情報提供に努めます。

※平成22年8月から対象(予定)

(3) 教育資金の紹介

高校や大学などでの必要な教育資金については、母子寡婦福祉貸付資金(修学資金や就学支度資金)の貸付制度や奨学金・減免制度などについての情報を提供し、経済的不安の軽減に努めます。

(4) ひとり親家庭医療費助成の実施

対象者の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成しています。今後も、引き続き持続可能な制度として、医療費助成の支援に努めます。

參考資料

1. 諮問

島民福第 2656号
平成22年3月17日

島本町住民福祉審議会
会 長 山 根 敬 三 様

島本町長 川口 裕

第2期島本町母子家庭等自立促進計画（案）について（諮問）

第2期島本町母子家庭等自立促進計画を策定するにあたり、別添の「第2期島本町母子家庭等自立促進計画（案）」について、島本町住民福祉審議会条例第2条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

2. 答申

平成22年3月19日

島本町長 川口 裕 様

島本町住民福祉審議会
会長 山根 敬三

第2期島本町母子家庭等自立促進計画について（答申）

平成22年3月17日付けで貴職より諮問のありました標記について、次のとおり答申します。

記

第2期島本町母子家庭等自立促進計画については、概ね妥当と認めます。

ただし、第1期計画における相談機能及び情報提供の充実については、母子自立支援員による相談事業として一定の成果が認められるが、情報提供の充実については、アンケート調査結果からも各種制度の周知に不足が認められるため、以下の点に留意され、平成22年度の計画年当初から円滑な事業実施が図られるよう努められたい。

（意見）

1. 母子家庭等自立促進の推進にあたっては、母子家庭等の基本的人権が尊重され、地域でいきいきと生活を送れるまちづくりに努められたい。
また、個人情報の保護に万全を期されたい。
2. 母子家庭等に対する理解や自立支援策を推進することにより、母子家庭等の子どもが健やかに育つように、また生きがいを持って生活を送ることができるよう、経済面、家庭面、生活面など、生活全般にわたり支援されたい。
3. 母子家庭等における自立には、当事者自身の努力とともに、個人の持てる能力が発揮できる社会の形成と、地域の様々な物的、人的資源や制度、情報等を十分に活用し、自立を支援する仕組みづくりを推進されたい。
4. 母子家庭等の抱える問題は多岐にわたっており、生活全般にかかる全体的な相談をはじめ、経済的自立を図る上で必要な就業支援や子育て支援サービスの提供等、幅広い支援と福祉と雇用の施策の連携を図りながら、母子家庭等の生活を支えられたい。
5. 母子家庭等の相談相手としては親族や友人、隣人が多い実態を鑑みて、公的機関において気軽に相談できる窓口環境を整備するとともに、母子自立支援員を通じた各種制度の案内や問題解決に向けて必要かつ適切な助言が受けられるよう更なる相談機能及び情報提供の充実に努められたい。
6. 母子家庭の母の就業機会を確保するため、「母子家庭高等技能訓練促進事業」の計画年当初からの実施を図られたい。
7. 本計画を着実に実行するため、常に事業の進捗状況を把握するとともにその情報を広く住民や関係者に公表されたい。
8. 本計画以外に予期せぬ対策が求められた時は、迅速かつ適切な対応策を講じられたい。

以上

3. 第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定までの経過

会議名称	開催年月日	内 容
第1回 島本町住民福祉審議会	平成21年 7月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画スケジュール(案)の提示 ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査票の審議
第2回 島本町住民福祉審議会	平成21年 12月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画(素案)の審議 ●第1期計画と第2期計画の比較(第4章部分)
第3回 島本町住民福祉審議会	平成22年 2月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●島本町母子家庭等自立促進計画の進捗状況について(報告)
第4回 島本町住民福祉審議会	平成22年 3月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画(最終案)について

会議名称	開催年月日	内 容
第1回 第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定に関する部会	平成21年 11月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査結果報告 ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画素案(案)の審議
第2回 第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定に関する部会	平成21年 12月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画(素案)の審議 ●第1期計画と第2期計画の比較(第4章部分)
第3回 第2期島本町母子家庭等自立促進計画策定に関する部会	平成22年 2月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画に関するパブリックコメントの結果報告 ●第2期島本町母子家庭等自立促進計画(最終案)の審議

4. 島本町住民福祉審議会設置条例

昭和61年3月31日

条例第5号

注 平成12年3月30日条例第16号から条文注記入る。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき島本町住民福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、住民福祉に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず住民福祉に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が委嘱し、その任期は前項の特別の事項について審議を終了したときをもつて終わるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の定足数は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上とする。
- 3 審議会は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、民生部において処理する。

(平12条例16・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

5. 島本町住民福祉審議会委員名簿

氏名	所属	備考
明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科 教授	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
井上 雅彦	社団法人高槻市歯科医師会 会員	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
今井 良尚	島本町年長者クラブ連合会 顧問	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
上田 文子	島本婦人協会 副会長	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
大路 泰子	島本町身体障害者福祉協会 会長	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
加藤 丸枝	島本町社会教育委員会議 議長	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
木村 和成	立命館大学法学部 准教授	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
栗山 隆信	社団法人高槻市医師会 副会長	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会(部会長)
櫻井 富男	金光大阪中学校高等学校 教諭	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
武 満	大阪府茨木保健所 次長	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会 生活福祉部会部長	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
難波 孝朗	難波孝朗税理士事務所	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
西崎 真	社会福祉法人島本町社会福祉協議会 理事	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
延原 正海	社会福祉法人大阪水上隣保館 理事	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
松本 雅夫	島本地域人権協会 会長	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会(部会長)
八木 靖彦	摂津市 元収入役	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
山根 敬三	摂南大学経営情報学部 教授	住民福祉審議会 会長
奥田 信子	第2期母子家庭等自立促進計画担当 臨時委員	母子家庭等自立促進計画策定に関する部会
岡田 素子	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)担当 臨時委員	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会
矢野 恵梨奈	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)担当 臨時委員	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会

第2期島本町母子家庭等自立促進計画

平成22年3月

発行：島本町民生部福祉保健課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話：075-961-5151（代表） F A X：075-962-5652